

平成25年

三重県議会定例会会議録

(3月11日)
(第8号)

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○平成25年3月11日（月曜日）

議事日程（第8号）

平成25年3月11日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	栗 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊
10	番	中 西	勇
11	番	濱 井	初 男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	小奥	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志

41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	岩 田 隆 嘉
46	番	貝 増 吉 郎
47	番	山 本 勝
48	番	永 田 正 巳
49	番	山 本 教 和
50	番	西 場 信 行
51	番	中 川 正 美
欠席議員 1名		
15	番	森 野 真 治
(52)	番	欠 (員)
(42)	番	欠 (番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書記 (議事課主幹)	加 藤 元
書記 (議事課主査)	竹之内 伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆

危機管理統括監	渡 邊	信一郎
防災対策部長	稲 垣	司
戦略企画部長	山 口	和 夫
総 務 部 長	稲 垣	清 文
健康福祉部長	北 岡	寛 之
環境生活部長	竹 内	望
地域連携部長	藤 本	和 弘
農林水産部長	梶 田	郁 郎
雇用経済部長	山 川	進
県土整備部長	土 井	英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野	浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井	隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本	道 和
地域連携部スポーツ推進局長	山 口	千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林	潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤	敦 央
企 業 庁 長	東 地	隆 司
病院事業庁長	大 林	清
会計管理者兼出納局長	中 川	弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎	恭 典
教 育 長	真 伏	秀 樹
公安委員会委員	谷 川	憲 三
警 察 本 部 長	高 須	一 弘
代表監査委員	植 田	十志夫
監査委員事務局長	長谷川	智 雄

人事委員会委員	楠 井 嘉 行
人事委員会事務局長	速 水 恒 夫
選挙管理委員会委員長	浅 尾 光 弘
労働委員会事務局長	小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。45番 岩田隆嘉議員。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇・拍手〕

○45番（岩田隆嘉） おはようございます。自民みらいの伊賀市選出、岩田隆嘉でございます。よろしく願いをいたします。

今日は3月11日、忘れもしない東日本大震災からはや2年目を迎えることとなります。全国では各地で追悼式が営まれます。改めて犠牲となられお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族、被災されております皆様方にお見舞いを申し上げるところでございます。

我が県も、今日午後2時30分から東日本大震災2周年追悼式が行われます。当初は私も2番バッターの質問でございましたが、繰り上がりまして、1番目に質問をさせていただくことになりました。日沖議員には大変申しわけないですが、お許しをいただきまして、早速質問に入らせていただきます。

今、日本の農業を考える上で最も大きな関心事の一つが、TPP、環太平洋パートナーシップ協定の交渉参加問題であろうと考えております。皆さんも御承知のとおり、安倍首相は、2月28日の衆議院本会議で施政方針演説の中で、TPPについて、聖域なき関税撤廃が前提でないことをオバマ大統領と直接会談をして確認した。今後、政府の責任において交渉参加について判断すると述べられております。さらに安倍首相は、既に連立与党の自民党、公明党からも、TPP交渉への判断について、政府の専権事項として一任を取りつけており、近く交渉参加を正式に表明するとも言われておりましたが、今現在では、各方面からも慎重な判断を求められておりますので、表明には至っておりません。しかし、オバマ大統領との日米首脳会談の共同声明には、「日本には一定の農産物、米国には一定の工業製品というように、両国ともに2国間貿易上のセンシティブティー、慎重に扱うべきことが存在することを認識しつつ、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものである。」と明記されております。

加えて安倍首相は、自民党が選挙公約に掲げた6項目は国民との約束であり、TPPに参加した場合に生じる様々な影響についてしっかりと精査、分析した上で国益にかなう最善の道を求めていく、と衆・参予算委員会等で述べられております。ちなみに、選挙公約の6項目とは、1つが、政府が聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP交渉参加に反対する。2番目が、自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れられない。3つ目が、国民皆保険制度を守る。4番目が、食の安全・安心の基準を守る。5つ目が、国の主権を損なうようなISD条項は合意しない。最後、6つ目が、政府調達・金融サービス等は我が国の特性を踏まえるの6項目であります。

知事はこれまで、TPPについて、国民への十分な情報提供のもとに、地方の意見もしっかりと聞いて国民的な議論を進め、その上で慎重に判断をしてほしい、また、持論として、TPPよりも、それぞれの国とFTAをどんどん結んでいって、例外品目をきちんと確保する中で有利な通商政策を展開すべきで

ある、とおっしゃってこられたところです。

こうした中での安倍首相への事実上の一任であり、経済界や製造業からの期待の声大きい一方で、農業団体などからは、日米両国ともに配慮すべき品目の存在は確認されているが、関税撤廃の例外とするかどうかはまだ決まったわけではなく、拙速に交渉参加を判断すれば国益を害することになるとして、TPP交渉への参加に対し断固反対の声が明3月12日、JA全国中央会が都内で4000人規模での緊急集会を開催し、決議されると聞いております。

関税撤廃の対象から、米・麦・牛肉・乳製品・砂糖などの重要品目を除外すべきという議論もされておりますが、米や畜産物は、合わせれば三重県農業の生産額全体の約5割超を占めるものであり、TPPは本県農業の将来を左右する重大な問題であることは疑いようがないところであります。

そこで、まず1点目として、TPPに対する知事の考え方について、改めてお聞きをいたします。あわせて、TPPに参加した場合に影響が大きいであろう農業についてどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきましたTPPに対する考え方、参加した場合に影響が大きいと思われる農業についてどのように考えているのかということでございます。答弁させていただきます。

環太平洋パートナーシップ協定、TPPについては、先週行われました国会の代表質問においても、安倍首相が、政府として日米首脳会談で得た認識を踏まえ、国益にかなう最善の道を求めていくこと、また、交渉に参加するかどうかについて、党内や米国との協議も踏まえ、自らが最終的に判断していくことを改めて表明され、政府・与党を中心に議論が加速しています。

政府においては、交渉参加の判断に当たっては、国益が守られることを前提とするとともに、しっかりと国民への説明責任を果たしていただきたいと考えております。県としましては、引き続き政府の動向を注視していきます。

T P Pに関する農業への影響については、これまで特段の関税措置などが講じられてきた米や畜産物等の輸入がそれらの関税撤廃により増大しますと、大きな影響を受けることとなります。例えば、農産物の関税を撤廃し、何も対策を講じない場合として、平成22年に農林水産省が行った試算を参考に、三重県に影響があると考えられる9品目、米・小麦・大麦・茶・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳について、直近の統計である平成23年の農業産出額で試算したところ、減少する割合は米で96%、小麦で43%、牛乳・乳製品で69%などとなり、9品目の合計産出額は729億円から310億円に低下すると見込まれます。

このため、政府のT P P交渉参加の判断に際しては、関税撤廃の例外品目や食の安全・安心が的確に確保できるのか、また、農業者が将来展望を持って農業経営を持続し、競争力を強化していく対策をいかに講じていくのが重要なポイントであると考えております。

一方で、農業の担い手の不足や高齢化、農村活力の低下など、農業・農村を取り巻く現状を踏まえると、T P Pなどの国際的な経済連携の動向にかかわらず、農業の成長産業化を図っていくことが重要であり、持続可能な力強い農業・農村づくりを加速させていく必要があると考えております。

国においては、現在、攻めの農林水産業の展開に向けた具体的な方策等が日本経済再生本部のもとで検討されているところです。このため、県としましては、こうした国の検討状況などを踏まえ、本県農業、農村の持続的な発展を目指して的確に対応していきたいと考えております。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

T P Pに関する議論では、自動車などの工業製品と農業のどちらをとるかだといった、単純・極端な意見も聞かれますが、私は決してそうではないと思っております。特に資源を持たない日本が国際社会の中で経済力と一定の影響力を持ち続けるためには、日本の持てる技術力を生かした工業製品などの輸出が生命線であることは間違いがないと思いますが、一方で、農業は、

産出額で製造業に比べものにはなりません、特に地方においては地域の重要な産業として多くの人々の生活を支えているし、世界の人口予測や地球規模での気象変動などを考えれば、私たちが口にする食べ物をどのようにして安定的に確保するかという日本人の暮らしの生命線とも言えると思います。いずれにしても、二者択一で単純に割り切れる問題ではないので、県としても、国に求めるべきことはしっかりと主張していただきながら、県がとるべき対策にも十分に取り組んでいただくよう、お願いをしておきます。

次の質問に移らせていただきます。

ちょうど1年前、前回の一般質問では、もうかる農業の具体的な取組ということで、営農組織の法人化、新規就農者の確保対策、企業の農業対策、新品種の開発、獣害対策の五つを取り上げたことを記憶いたしております。今回の質問では、前回にはお聞きをしなかったテーマ、TPPにも関連をする事柄として、農畜産物の輸出についてお伺いをいたします。

三重県は、その豊かな自然や温暖な気候から、古来よりおいしい食べ物の宝庫と言われております。私の地元伊賀市でも、全国米の食味ランキング、特Aを2年連続で獲得した伊賀米コシヒカリをはじめ、昨年、13品目めに三重ブランドにも認定をされました肉の横綱伊賀牛、果物では白鳳ナシや、伊賀市から名張市にかけて青蓮寺地区で栽培されているブドウなど、おいしい農産物が栽培をされております。

少し調べてみたところ、国内での農産物輸出の取組としては、青森県のリンゴやリンゴジュース、福岡県のイチゴあまおう、静岡県の温室メロン、岐阜県の富有柿、京都の宇治茶など、たくさんの事例が出ているようです。

国では、平成32年に農林水産物や食品の輸出額1兆円規模を目指して、平成25年1月に閣議決定した日本経済再生に向けた緊急経済対策の中で、成長による富の創出のための取組の一つとして攻めの農林水産業の展開を掲げ、国産農林水産物の輸出拡大に力を入れていくこととしております。

このことに先駆けて、伊賀の肥育牛農家が去る2月14日から18日にかけて

シンガポールの伊勢丹で、近江牛・島根牛とともに、伊賀は忍者肉と銘打って販売を試み、好評であったことを県へも報告に来たと聞いております。

もうかる農業の実現を目指している当県においても、攻めの農業の取組として、県農産物の輸出促進に取り組んでいく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

そこで、県は、農産物の輸出についてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、三重県産の農産物の輸出について、お答えさせていただきます。

三重県の農林水産業が持続的に発展していくためには、もうかる農林水産業の実現が重要であると考えております。そのため、今年度から取り組んでいますみえフードイノベーションによりまして、三重の食の魅力を最大限に生かした付加価値の高い商品を開発し、首都圏や関西圏などの国内の大都市だけでなく、海外にも販路を広げていく攻めの農業が重要だと考えています。

特に海外につきましては、経済成長が著しい近隣のアジア地域におきまして、富裕層を中心としまして、ヘルシーで安全・安心な高品質の日本食に対する評価が高まっておりまして、日本食のブームが生じているところでございます。こうした地域に向けまして、ミカンや牛肉の輸出に積極的に取り組んでいる三重県内の事業者がおられまして、これらの事業者の方からもお話を伺っておりますが、県内農産物や食品の輸出はビジネスとしての可能性を秘めており、長期的な視野でこうした取組を支援し、アジア市場での販路開拓を強化していく必要があると考えているところでございます。

このため、三重県では、台湾、タイ王国を中国、東南アジアの玄関口としてそれぞれ位置づけまして、これらの国や地域で販路開拓を重点的に行います。

具体的には、台湾では、現在台中市、彰化市内で3店舗を展開します高級ショッピングセンター裕毛屋におきまして、伊賀市の日本酒や紀北町の干物

などを販売する三重県物産展を開催しております。また、3月14日からは、台北市内の高級ショッピングモールであります微風廣場におきまして三重県物産展を開催するところでございます。いずれの物産展におきましても、三重県の観光PRを行い、日台観光サミットの成功にもつなげていきたいと考えております。さらに、25年度につきましては、日台観光サミットと連動した取組としまして、台北市内の高級ショッピングモールなどにおきまして三重県物産展を開催し、販路開拓だけでなく、三重県と台湾との関係も強化していきたいと考えております。

また、タイ王国につきましては、今年度、バンコクの百貨店などに知事自らトップセールスを行いまして、その結果、物産展の開催につながるともに、三重南紀農業協同組合が輸出しています三重南紀ミカンの王室献上も行われました。平成25年度におきましては、これまでの取組を生かし、バンコクの百貨店等において、タイ王国で評価が高まりつつあります三重南紀ミカンを核に三重県物産展を開催する予定でございます。

今後とも、こうした輸出促進の取組を強化、継続し、長期的にはアジア地域での県産農産物、食品の普及やブランド化を図り、もうかる農林水産業の実現につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

来年度はタイ王国や台湾で三重県物産展を開催されるなど、海外に農産物など三重県産品を積極的に売り込んでいかれるとのことなので、しっかりと取り組まれることをお願いするとともに、その成果に期待するところでございます。また、夏ごろには東京日本橋に首都圏営業拠点が開設されるほか、4月からは大阪事務所が関西事務所となり、首都圏や関西圏での営業活動が強化されると聞いております。私も一昨日、その予定ビルを見学させていただきましたが、東京日本橋の一等地で大変希望の持てる場所だと確認をさせていただきました。鈴木知事におかれては、持ち前の行動力、営業力をいか

んなく発揮され、三重県のPRや県産品の販路開拓での成果を期待いたしません。

また、TPPについては、3月中にも交渉参加が正式に表明されるとの報道もされておりますが、安倍首相が言われるように、自民党が公約に掲げた6項目は国民との約束であり、国益にかなう最善の道を求めていかなければならないと思います。特に農業については、TPPのいかににかかわらず、強化策を講じていかなければ、農業者の高齢化や担い手不足、農産物の価格低迷による収益性の低下など、その抱える課題を乗り越えていくことはできないと考えます。こうした意味からも、県におかれては、国の動向にも注意されるとともに、もうかる農業の実現に向かってしっかりと取り組まれ、あわせて、海外など新しい市場にも積極的に挑戦されていくことをお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に地域と結びつきの強い伝統産業の振興についてお伺いをいたします。

伊賀焼や伊賀の組みひもなどの伝統産業は、豊かな自然や歴史、文化に育まれながら脈々と受け継がれてきた、地域にとって大変重要な産業であると認識をいたしております。伝統産業は、地域の経済と雇用を支えてきた産業でありますし、その地域、ひいては三重県を売り込むための重要な観光資源でもあります。その地域のアイデンティティーであるということを念頭に置くならば、過去から脈々と受け継がれてきた伝統産業を今後も関係者で協力していくことが必要だと考えております。

しかし、伝統産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。新内閣が誕生後、アベノミクスなどの取組を展開し、国内景気への期待を先取りする形で円高修正が進み、株価も回復しつつあるものの、地域からの生の声をお聞きすると、やはりまだまだデフレの長期化や国内需要の減少にしっかりとした歯どめがかかっている状況ではありません。また、伝統産業にとっては、昨今のライフスタイルの変化や消費者のニーズの多様化、さらには海外からの安易な輸入物の増大などもあり、極めて厳しい環境が続いている状況

であります。

ここで、私の地元が産地でもある伊賀焼を例にとって、現状を具体的にお伝えしたいと存じます。少し長くなりますが、お聞きいただければと思います。

伊賀焼は、伊賀市丸柱を中心に陶器の産地を形成しており、平成24年4月現在、生産者数は約80業者、従業員数は約250名でございます。そして、平成22年の統計ですが、製造品出荷額は約10億円と推定をされております。また、産地には、大正12年に設立された伊賀焼陶磁器工業組合9企業と、昭和56年に設立された伊賀焼振興協同組合21企業がございまして、皆さんも御承知のとおり、1300年の大変古い歴史ある伝統産業でありまして、茶道が興隆した室町・桃山時代にお茶の道具として注目されるようになり、江戸時代中期以降には耐火性の強い伊賀陶土の特質を生かした日用食器類がつくられ、現在に至っております。

さて、現在生産されております伊賀焼製品の種類ですが、土鍋など耐熱厨房食器が約35%、和食器が60%、花器・置物など装飾品が約5%という状況であります。最近では生産業者の取組もあり、御飯炊き土鍋、陶器製おひつなど、伊賀焼の耐熱性と多孔質な性質を生かした製品も市場で注目をされつつあります。

さて、伝統産業には小規模事業者が多いことも特徴の一つです。伊賀焼についても同様であります。近年の産地の変化を正確に捉える統計データを確認することは難しいところですが、経済産業省の工業統計調査によれば、食卓用・厨房用陶磁器製造業の伊賀焼産地を含めた伊賀地区の従業員4名以上の事業所について、産地事業者等の減少傾向が見てとれます。例えば、平成15年から平成22年という約7年の変化を見ましても、事業所数は9社から3社へ、従業員数は110名から81名へと激減をしている状況です。正確ではないかもしれませんが、おおよそ伊賀焼産地の厳しい状況を物語っているのではないかと思います。

このような状況の中で、小規模な事業者単独で創意工夫や商品開発を行っ

たり販路開拓を行っていくこと、そして、産業を継承していく人材育成を行っていくことはそう簡単ではないと思います。

ところが、関係者と連携し、それらに前向きに取り組んでいる産地もお聞きをいたします。例えば、同じく滋賀県の伝統産業である信楽焼に目を転じてみますと、伊賀とは異なり、メーカーのみでなく、産地問屋があり、消費者に効果的な販売を行っております。また、人材育成についても、滋賀県信楽窯業技術試験場が昭和48年以来、窯業技術者養成研修を地道に行い、約400名以上の若手技術者を産地へ輩出しており、今やその産地を支えるプラットフォームを形成をしつつあります。さらに、滋賀県立陶芸の森では、産業館や美術館において日常的に展示会が開設され、アーティスト・イン・レジデンスにおいて、国内外のアーティストが一定期間滞在し、創作活動を行っており、様々な商品の創意工夫へとつながっているとお聞きをしております。

伊賀においても、伊賀焼伝統産業会館があります。陶芸体験教室において、平成24年度は小・中学生、一般の方含めて155回開催、約1000人が体験をされたり、様々な取組を行っているところでありますが、商品開発や人材育成の取組は、信楽焼の産地に肉薄しているとは言いがたい状況でございます。

これは、伊賀焼という伝統産業の一つの現状であります。県内のほかの産地においても様々な問題を抱えているのではないのでしょうか。しかし、そのような中でも、必ず思いを持って前向きな取組に挑戦している方もおられます。私は、そのような人を核にその取組を広げていくことこそが、産地の維持・強化、さらには伝統産業の持続的発展へとつながっていくものと信じております。その際、その広がりには、小規模事業者などが多い伝統産業の産地主導では限りがございます。やはり行政をはじめとした関係者でその思いのあり方をサポートし、人と人との交流を大きく広げ、連携事業などに発展させていく、そのことが必要ではないかと思っております。

また、地域の伝統産業を維持発展されていく上で、伊賀焼伝統工芸士として認定されている方が14名おられます。伝統工芸士の果たす役割は大変重要

であることは言うまでもありません。このため、伝統工芸士の持つ技術の価値を県民が認識し、地域に根づかせることが必要ではないかと思っております。伝統工芸士の持つ技術の価値の重要性を県民が認識する仕組みの一つとして、無形文化財の指定が考えられます。

そこで、お伺いをいたします。知事は一昨年5月に丸柱の現地へ赴きまして、陶器まつりも体験をされております。伝統産業の持続的な発展に向けて、知事の思い、そして、今後の取組方法についてお聞かせください。また、それに続いて、雇用経済部からは、伊賀焼をはじめとした伝統産業の振興に向けて、今後の具体的な取組をお聞きしたいと思います。加えて、伝統工芸士を対象に無形文化財の指定ができないか、県教育委員会の考えもお聞かせをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伝統産業の持続的な発展に向けた思いと今後の取組の方向性という点について、答弁させていただきます。

本県には、伊賀組みひも、四日市萬古焼、鈴鹿墨、伊賀焼、伊勢型紙の5品目が国の伝統工芸品として指定されています。これらの伝統工芸品を生み出す伝統産業は、地域の歴史・文化・風土と密接に結びつき、脈々と営まれてきた産業であり、これまでも地域を支えてきただけでなく、本県の魅力を語る上で欠かせないものと認識しています。

しかしながら、これらの伝統産業は、昨今のライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化による需要の低迷、輸入品との価格競争や従業者の高齢化、人材不足など、厳しい環境にあります。例えば、工業統計調査を見てみると、県全体の陶磁器製造業において、平成22年における事業所数は10年前と比較して約8割も減少、平成12年で145あったものが平成22年で35になっております。従業員数・製造品出荷額については約6割、従業員数については、平成12年が1346人だったものが平成22年で488人、製造品出荷額も、平成12年で99億5100万円だったものが41億9100万円に減少しています。

このような状況を踏まえ、伝統産業の持続的な発展のためには、単に商品や

サービスを性能、信頼性、価格という価値軸に基づいてつくり、売る、従来のビジネスモデルから、商品の背景にある歴史・文化・人といった「ものがたり」などに共感してもらえるような特定の消費者に、それを第4の価値として提供する感性価値創造型の産業へと転換していく必要があると考えております。

そのため、県では、強みと弱みの分析や再評価による棚卸しと再発見、新たな需要を取り込む販路開拓の支援、後継者や担い手を育てるなどの人材育成の支援、そして、人と人がつながるネットワークの形成などの取組方向で具体的な事業展開を進めてまいりたいと考えております。

さらに、今年度、東京都内の百貨店において、日本を代表するファッションジャーナリストがプロデュースする伝統工芸を国内外に発信するブランドの展示会場で、洗練されたデザインの萬古焼などを発信しているところですが、今年夏ごろにオープンする首都圏営業拠点なども活用し、独自の販路を持つ首都圏のデザイナー等との連携により、国内のみならず、海外も視野に入れたビジネス展開を促進してまいります。

また、例えば、デザイナー等との連携により、陶磁器などの伝統工芸とイタリアの有名ブランドとのコラボレーションによる新商品開発を進めるなど、今後は、伝統工芸品を革新的なデザインによる商品として、さらには、歴史・文化・人などの情報と組み合わせるなど、効果的に発信するなど、事業者の販路拡大を支援していきたいと考えております。

このような取組を進めることにより、産地や商品の魅力と評価を高め、地域ブランドの構築につなげていくことが、地域外の資金や人を呼び込むことになり、産地の元気づくりや地域経済の活性化につながっていくものと考えております。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 伊賀焼をはじめとした伝統産業の振興に向けた今後の具体的な取組について御答弁させていただきます。

伝統産業が消費者やユーザーに価値を提供する感性価値創造型産業へと転

換していくために、現在、事業者、市町、商工団体と意見交換を行いながら、伝統工芸品や地場製品の再評価や、デザイナー・クリエイターと県内事業者のマッチングの機会の提供を行う棚卸しと再発見に取り組んでいるところです。

具体的な事例といたしまして、棚卸しと再発見を行いながら、県内伝統工芸品の産地の組合や事業者を41回現地訪問し、それぞれの現状や抱える課題の聞き取りを行うとともに、首都圏のデザイナー等の専門家による商品開発や販路開拓についてのアドバイスを行う現地訪問を9回実施し、効果的な需要開拓を行っているところです。また、伝統工芸品を活用した生活空間などを提案する新しい取組についても支援を行っております。

このような取組を県内各地域で展開していく中、課題として、県の指定伝統工芸品においては1事業者のみで製造されているものもあり、後継者・担い手の不足が深刻である、経営資源が少ないため、単独での新しい販路開拓が困難である、海外展開やライフスタイルの変化への対応の観点から、デザイナーなどの専門家の活用を行いたいが、首都圏にデザイナー等が集中して出会いの場が少ない、など、現場の声をお聞きしているところです。

そのため、来年度の伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業におきまして、長年受け継がれてきた伝統の技術の継承のために、若手技術者のネットワーク構築のための意見交換の場づくりを行うとともに、関係者と連携をいたしまして、主に県内の小学生を対象とした伝統工芸品の制作事業者をめぐるスタンプラリーなどを実施し、その普及啓発にも取り組んでいきたいと考えております。

また、豊富な知識や経験を持つ全国のキーパーソンやデザイナー等を活用し、斬新なデザインや新しい用途の新商品開発や国内外への販路開拓の取組につながるよう支援してまいります。

さらに、グローバルビジネス創出促進事業におきまして、県内外のデザイナーと事業者の現場や首都圏営業拠点でのマッチング交流会を開催し、それらの人と人との交流・連携から、革新的なデザインによる商品企画、海外も

視野に入れた販路開拓を力強く支援してまいりたいと考えております。

なお、伊賀焼におきましては、現在、県工業研究所窯業研究室伊賀分室におきまして、伊賀焼目止め技術に関する研究事業や、伊賀焼事業者との共同研究による低温焼成磁器の新商品開発及びキャセロールの製品化研究とデザイン開発に取り組んでおります。

また、地域資源を活用した新商品開発事業におきましては、県、業界団体、関係機関などが、8関係機関でございますが、参加する伊賀焼関係連絡会議が伊賀焼連携研究会を開催し、窯業研究室の技術シーズなどを活用した新商品の開発を支援しておりますが、これらにあわせて、デザイナー等を活用して商品企画や販路開拓についてのアドバイスを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 私のほうからは、伝統工芸士を対象とした無形文化財の指定についてお答えをいたしたいと思っております。

県の文化財保護条例におきましては、県にとって重要なものを無形文化財に指定することができるとしておりまして、伝統工芸の文化財としての指定は、この無形文化財の中の工芸技術が該当すると考えております。また、無形文化財の指定に当たりましては、当該県指定文化財の保持者、または保持団体を認定しなければならないとされているところでございます。

なお、県文化財の指定に当たりましては、原則として、市町の指定文化財となっていることが前提となっておりますので、市町教育委員会の推薦があったものの中から、県教育委員会が県文化財保護審議会の審議を経て文化財指定をしているという状況でございます。

現在、工芸技術におきます県指定無形文化財といたしましては、桑名萬古がございまして、この赤絵の部分でございますけれども、その技術保持者として1人の方を認定いたしておるところでございます。また、国指定の重要無形文化財といたしましては伊勢型紙がございまして、その技術保持団体と

いたしまして、伊勢型紙技術保存会が認定をされているという状況でございます。

県におきます無形文化財の指定につきましては、国の指定基準の考え方を準用しておるところでございます。文化財保護法によりますと、伝統工芸の無形文化財指定に係る基準につきましては、芸術上、工芸史上、特に価値等があること、また、技術保持者の認定の基準といたしましては、工芸技術を高度に体得する者と規定をしておるところでございます。

このため、伝統工芸の無形文化財としての指定及び無形文化財の技術保持者の認定に当たりましては、こうした基準を満たすかどうかについて、市町とも連携をする中で、また、専門家の意見も聴取をしながら必要な調査を実施し、適切に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

特に雇用経済部長からは、詳しくこれから先の販路だとか開発、そして、宣伝に向けて取組をいただいていることに感謝を申し上げたいと存じますが、なかなかデザイナーの方とか、あるいは新しく取り組まれる方々、その連携に向けては、どこの地域でもそういったことが言われると思いますが、もう少し積極的に県としてもかかわっていただくよう指導と連携をよろしく願いたいと存じます。

また、教育長のほうからは、無形文化財についてのいろんな規定等をお伺いいたしました。今現在では、三重県が指定している無形文化財として、桑名の赤絵に関する方が1名と伊勢型紙の保存会だというふうに聞かされております。

実は、伊賀地域にも陶芸家として全国の日展で何度も入選された方々がおみえになります。こんな方々も、やはり調査をされた上で、市町が、あるいはその団体が推薦をしなければならないという規定もあると思いますが、三重県として、これから先、いろんな伝統産業がございます。その方々をやは

り人を通じてアピールしていくことが三重県の観光の発展にも寄与するであろうし、その組合と申しますか、その仲間でもそういった方々がおられて指導をしていただくことがより発展につながっていくのではないかというふうに思いますので、私も、帰りまして、伊賀市の首長なり、同業者の皆さん方に、そういった御推薦をお願いもしていきたいと思いますので、今後に向けて、その取組に向けて、伊賀だけでなしに、ほかの地域にもよろしくお願いをいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に道路整備に関して質問をいたします。私は、道路のことについては、伊賀に住んでおりますので、毎回質問をさせていただいておりますが、今回もよろしくお願いをいたしたいと思います。

コンクリートから人への民主党政権から3年4カ月振りに自民・公明連立政権に戻り、長引く景気低迷から脱却すべく、景気浮揚策として10兆円を超える補正予算が生まれ、中でも公共事業予算は、災害対策や施設の老朽化対策といった社会基盤整備に多額の枠づけがなされております。

県内においても、新名神の四日市ジャンクションから亀山西ジャンクションの整備や東名阪の3車線化などが行われておりますが、今ではまだ渋滞解消には至っていないと思います。早急な整備を期待するところでございます。

今回は、伊賀地域の道路整備についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、名神名阪連絡道路でございます。

名神名阪連絡道路は、名神高速道路の蒲生スマートインター付近から新名神高速道路の甲賀土山インター付近及び名阪国道上柘植インター付近を南北に結ぶ広域のネットワークとして、伊賀・甲賀地域の医療の確保、産業や観光振興などの活性化に大きく寄与するとともに、新名神高速道路や名阪国道における積雪時の渋滞や、災害・事故発生時に影響を回避できるなど、災害時のリダンダンシーの確保に重要な役割を果たす重要路線でもございます。

また、名神名阪連絡道路の早期整備に向けた地元の活動も活発であり、民間団体である名神名阪連絡道路の整備区間指定を実現する会の署名活動により、平成20年と平成22年に合わせて約2万人の熱意を署名として集め、現地

に啓発用の看板の設置や積極的な要望活動を行っております。本年度は、名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会に民間団体の実現する会が会員となり、1月には、伊賀市長と甲賀市長などの行政の代表に加えて、三重・滋賀の民間団体の代表とで知事や国土交通大臣政務官に要望するなど、地元の熱意は日増しに高まってきているのが事実であります。

このように、三重・滋賀両県のさらなる発展に大きく寄与する重要な幹線道路であり、地元も強く要望している名神名阪連絡道路の現在の取組状況と今後の見込みについてお伺いをいたします。

また、伊賀地域では、救急医療機関の輪番制に見るように、伊賀市と名張市の連絡・連携が非常に重要となっております。しかし、この伊賀市と名張市を結ぶ幹線道路であります国道368号は、2車線で改良済みの道路となっておりますが、1日当たりの交通量は2万台を超える箇所もあり、朝夕を中心に慢性的な混雑を来していることから、県においても4車線化事業を進めていただいております。事業の実施に当たっては、今回の国の補正予算も活用いただき、事業の推進を図っていただくこともお聞きをしております。また、4車線化に当たっての用地買収や中央分離帯設置などについての地元との調整など、事業進捗上の課題もあろうかと思いますが、重点的な整備が必要と考えております。

次に、国道422号三田坂バイパスについてであります。

国道422号は、伊賀地域と滋賀県湖南地域を結ぶ両県の交通連携や地域の活性化には欠かせないものであると考えております。しかし、国道422号の伊賀市諏訪から三田の区間は未改良で、狭くて、曲がりくねった道路で、大型車が通行できないことや、大雨のときには通行どめになるような状況でございます。県では、平成8年度から三田坂バイパスとして事業を進め、今年度は悲願のトンネル工事の契約を締結し、トンネル抗口部の掘削を進めていただいております。しかし、まだ橋梁が3橋残っているともお聞きをいたしております。引き続き1日でも早い供用に向け取り組んでいただきたいと考えております。

そこでお聞きしたいと思いますが、国道368号の4車線化事業並びに国道422号三田坂バイパス工区の現状と今後の見込みについて、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 伊賀地域の道路網の整備について答弁させていただきます。

まず、名神名阪連絡道路の今年度の取組状況としましては、関係機関である国土交通省近畿地方整備局並びに中部地方整備局、滋賀県及び三重県で調整会議を2回ほど行っており、事業化に向けた調整を行うとともに、それぞれが役割分担して地域の課題抽出や整備効果などの検討を行うための委託業務を発注しているところでございます。また、先ほど御紹介のありました、今年1月の期成同盟会による要望活動に私も同席し、国土交通省などに対して早期整備に向けて要望を行っております。さらに、本県の要望活動として、今年度だけでも近畿地方整備局と中部地方整備局に対し3回の要望を行っているところでございます。

名神名阪連絡道路は、東西に並走する名神高速道路、新名神高速道路、名阪国道の3つの高規格幹線道路を南北に補完する、広域連携の強化・拡大、災害時のリダンダンシーの確保に加えまして、今年も5月2日に名神と新名神同時に雨量規制で10時間とまったというような、雨量規制時にも関西圏と中京圏への交通が確保できるようにする重要な道路であると認識しております。

引き続き伊賀市、甲賀市などの沿線6市2町や民間団体とともに国に対して必要性や重要性を訴え、国が事業主体となって早期に事業化することを強く働きかけていきます。

続きまして、国道368号の伊賀市と名張市を結ぶ区間の4車線化事業についてでございますが、大内拡幅工区、伊賀名張工区として事業を進めているところでございます。この4車線化に当たりましては、交差点部の用地買収や中央分離帯設置に伴う地元調整などが必要であり、現在、伊賀市及び名張

市と連携して、地元自治会などと調整を図りつつ、順次工事を実施しているところ です。

まず、大内拡幅工区につきましては、地元の理解をおおむね得ている菖蒲池交差点から金坪交差点までの約1.5キロの区間において4車線化工事を進めております。また、伊賀名張拡幅工区につきましては、昨年10月から安場交差点付近の切土工事に着手をさせていただいております。

最後に、国道422号三田坂バイパスについては、平成8年度から事業に着手し、これまでに伊賀市側の三田地区で900メートル、滋賀県側の諏訪地区で700メートル、合わせて1.6キロを供用しております。残る中間部3.5キロ区間におきましては、今後、延長が約1.5キロの三田坂トンネル、仮称でございますが、それと、橋梁が3橋、合わせても非常に長い、合わせて234メートルぐらいの橋梁になると思いますけれども、その3橋の整備が必要であり、昨年12月には、平成27年の8月までの工期で三田坂トンネル本体工事に着手しております。

これら国道368号、国道422号の三田坂バイパス、いずれにつきましても、今回、国の緊急経済対策としての補正予算を活用しておりまして、今後とも事業費の確保に努め、地元の協力もいただきながら、早期の供用に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔45番 岩田隆嘉議員登壇〕

○45番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

それぞれ精力的に取り組んでいただく、それは私も承知をしましたが、名神名阪連絡道路、せんだっても、実は滋賀県選出の国会の先生から紹介がありまして、一度、岩田さんにもお出会いして、私どもも積極的にこれから取り組んでいきたいということで、実情を交換させていただきたい旨の御要望がございました。今、滋賀県も国会の衆議院は4区あります。全て自民党の先生方が当選をされております。ただ、知事がもつたいない知事でございますので、なかなか次に進まないという事情もあるかもしれません。今後、

私も滋賀県選出の先生方とも意見交換をさせていただきながら、積極的に滋賀県のほうにもお願いをしておきたいと思います。

ただ、この路線、30キロでございます。そのうち、土山から蒲生までは20キロで、土山から名阪までは10キロであります。そのうちの3キロだけが三重県ということですので、誰が考えても、9割を抱えております滋賀県が主導をと思いますが、ただ、この路線については、以前から、甲賀と名阪を結ぶ忍者道路として早くから要望をされております。その後に蒲生までということもついてまいりました。こんな経過もございます。

この中で、当時から言われておりますとおり、国土交通省、あるいは中部地方整備局、あるいは近畿地方整備局等とも連絡をとりながらということでもあります。その中で、やはり前からも申しておりますとおり、法線はどこにするのか、あるいは、その構造をいかなるものにしていくのか、そして、手法は誰がどういうふうに進めていくのかという3点があると思います。いずれもしっかりと議論をしていただいているとは思いますが、既に前から法線は決まっております。ただ、今の時期、政権もかわりまして、公共事業にも必要などころにはつけるよということでもありますので、こうしたことに向けては我々の声を大きくするとともに、行政側として、その4者の連絡の中でしっかりとやっていただく。三重県からも、距離は少ないが、必要性をしっかりと訴えていただくということが実現に向かったの重要な課題ではないかなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

国道368号につきましては、もう既に御承知のとおり、今まで名張から大阪方面の企業に通っておられた方がたくさんございました。しかし、最近、伊賀の地にも企業がたくさん張りついておりますので、1時間半もかけて大阪へ行くよりは近くでということ、伊賀のほうへ就職をされている方も相当多うございますので、朝夕が非常に混雑する。聞かせていただくところによると、朝の出勤前は、恐らく4000台から7000台あそこを通るということでもありますので、2車線では物理的に供用ができないということで、4車線化を今進めていただいております。

問題もあろうと思いますが、やはり地元の熱意としてはしっかりありますし、我々がしっかりと皆さん方に訴えて、協力をしていただかなければできないよということは申し上げていきたいと思っておりますので、県としても、今この際、一気にこの路線については4車線化を進めていただく、こんな姿勢をお願いしておきたいと思っております。

国道422号については、もはやトンネルの口にかかっていたいております。これについて、27年までに掘り抜くという御答弁を今いただいたところでありますが、その後、まだ3橋梁が残っております。こうしたことに向けて、もう本当に長い念願であります。平成8年から事業にかかっていたいておりますが、それ以前からも皆さん方から御要望をいただいております。やはりこれは紀伊長島までつながっている道路でありまして、途中切れているというところもあります。この路線を早くやっていただくということに向けては、向こうのほうの方々もやかましく言っておられますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以前から、伊賀建設事務所を通じて、この国道422号三田坂バイパスの竣工はいつかといつも言われております。県が以前から、できれば29年度には開通、供用に向けて頑張りたいと言われております。地元の方、県の行政の方々が言われることなので、まさにうそはないであろうと期待をいたしております。これを向こう延ばしすることなく、しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしたいと思っております。

どうかよろしく願いをいたしまして、1分余っておりますが、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 4番 小島智子議員。

〔4番 小島智子議員登壇・拍手〕

○4番（小島智子） 皆さん、おはようございます。桑名市・桑名郡選出、新政みえの小島智子です。県議会議員になって2回目の一般質問です。前回からかなりあきましたので、大変緊張していますが、よろしく願いいたします。

先ほど岩田議員も触れられましたけれども、本日は3月11日、あの東日本

大震災から丸2年となります。お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆さんに心をお寄せしたいと思います。何よりも忘れないこと、被災地や被災者の方々に私たちが何ができるかを考えて、それを実行すること、そして、何よりも私たち一人ひとりが自分の命を守る準備をしっかりとすること、それがこのつらい体験をされた方々に本当に報いることになるのだというふうに思っております。

では、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

残念ながら、また三重県において大切な子どもの命が失われてしまいました。四日市で、そして桑名でということで、私の住んでいるところと大変近いということもありまして、大きなショックを受けています。せっかく生まれた子どもの命が失われることは最もつらいことです。ですが、そこに加えて、例えば、実の親が犯罪者になってしまう。そして、そこにかかわる方々もいらっしゃるわけですから、皆さんがつらい思いをすることになります。

知事は9カ月のお子さんの父親でいらっしゃいます。先日、男女共同参画推進の男の子育てにかかわるトークセッションの中で、育休をとったときにどんな思いであったかというようなことを忌憚なく、本当に御自分の言葉で御紹介いただきました。そのときに、育休中にお連れ合い・美保さんがお仕事でいらっしゃらなくて、たった2人で過ごされたこと、非常に緊張感に満ちた時間であったというふうにおっしゃって見えまして。そして、今9カ月になられて、できるときはお風呂に入れたりしている、そして、知事によく似ていらっしゃるのでかわいいということと同時に、帰っていかれると、全身で帰ってきた帰ってきたというふうに喜びをあらわしてくれるんだとおっしゃって見えまして。

子どもというのは、親に対して全幅の信頼を寄せてくれるものだと思いますが、一方で、現実として、親に命を奪われてしまう子どももいます。この虐待防止を何としてでも推進せねばならないというふうに思っていると思うんですが、ここでぜひ知事の言葉で虐待防止にかける思い、決意などを教えていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたし

ます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、私の児童虐待防止にかける思いについて答弁をさせていただきます。

現在、児童虐待が深刻な社会問題として顕在化しています。全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は毎年増加を続け、本県でも平成23年度は930件と過去最多となりました。そして、昨年は本県において2名の子どもの尊い命が虐待によって奪われるという、大変痛ましく悲しい事案が発生しました。虐待通告を受けて、県の児童相談所が家庭訪問を行うなどの対応をしていた中での事件であり、子どもの命を救うことができなかったことを大変重く受けとめております。

平成25年度には、現在行われている児童虐待死亡事例の検証会議での検討も踏まえ、職員の大幅な増員、組織体制の強化、情報共有の仕組みなどの整備を行い、法的対応と介入型支援の強化を図るとともに、市町の相談体制の一層の充実に取り組みます。

児童虐待自体をゼロにしたい、根絶したいと心から思うものの、それは現時点では残念ながら大変難しい状況です。したがって、いじめ問題と同様に、未然防止、早期発見、早期対応に全力を挙げ、それらを機能させていくことが重要であります。虐待をしてしまう母親などにも様々に抱える事情があるのかもしれませんが。一方で、産みたくても産めない、子どもが欲しくてもなかなか恵まれない、そんな方々もたくさんいます。いずれにしても、大人の側にどんな事情があったとしても、次世代を担う大切な子どもの命、未来が奪われるということは決して許されるものではありません。せっかく生まれてきた命、これからどんなに輝かしい未来や可能性があるか。全ての子どもに、全ての命にそれがあります。

昨年発生した二つの死亡事案は乳児に対するものでしたが、乳幼児は思いを言葉にすることができなかつたり、救いを求めるすべがわからないから、命の危機を感じていても、誰かに救いを求めたりすることができません。だ

から、特に守ってあげなければならないのです。命を奪われる今回のような児童虐待事案を二度と起こさないという強い決意で、三重県全体の児童虐待防止対策の強化に取り組んでまいります。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） ありがとうございます。

命の重さとか熱さを、多分、お子さんをだっこされていると思いますので、もう身をもって感じてみえるその知事からの力強いお言葉をいただきまして、私も心から共感いたしますし、その思いを、先ほど何点か述べていただきましたけれども、具体的に何をしていくかということが今一番問われているというふうに思いますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

今こうしているときでも、児童相談所をはじめ、市町の関係者の皆さんであるとか、各施設、教育機関等の皆さんが直接的に子どもや保護者の方々にかかわっていただいているんだろうと思います。その皆さんの御苦労には本当に感謝を申し上げるところです。

さて、子どもを虐待から守る条例第28条に基づく年次報告書平成23年度版に課題として挙げられていることが実は多くあります。児童相談所は、市町の実態を的確に判断し、連携の形を柔軟に変えながら補完的役割を果たすことを求められていますし、児童相談所と市町の認識の違いも指摘されているところです。例えば、市町は児童相談所に情報提供したと思っているのに、児童相談所にその認識がなく、「認識の違いが問題になることがある」と、29市町のうち実に16市町が答えています。児童相談センターでの市町職員への研修も、初期対応、法的対応、精神疾患、養育機能不全な家庭に対する支援の仕方などについての内容が求められているところです。また、児童相談所職員の専門性の確保、人材育成が急務であり、実務的な研修を重ねること、これが不可欠です。

二つの今回の重大案件については、現在、検証委員会で検討していただいて、結果をおまとめいただいている最中だと伺っていますが、その検証の中でお話しいただけたところがあれば、ぜひお聞かせをください。また、部内

では当然これらの案件について総括が行われていると思いますが、それがどのような内容であるのか、お答えください。

平成25年度の政策展開のポイントの一つに、「子どもを守る～児童虐待やいじめへの対応～」というものが挙げられています。3本柱の一つにこの点を挙げていただいたことには大変うれしく思いますし、評価もさせていただきますし、期待もしています。先ほど知事がおっしゃいましたけれども、法的対応力、介入型支援についても進めていくとされますし、新たに弁護士等専門人材の活用も図られるということです。体制強化のため、児童相談センターに法的対応室、また市町支援プロジェクトチーム新設、本庁に子ども虐待対策監新設、兼務も含めこのような15名の増員をするとされています。

そこで質問をいたします。平成22年4月、鈴鹿で重篤な虐待事例が起り、検証が行われた結果、平成23年第1回定例会において、児童相談所の組織強化事業、市町相談体制の強化促進事業などの取組が新たに提案をされています。と同時に、組織としても関係する職員を5名、別に嘱託職員を6名増員するとされていました。この平成23年に提案された取組について、事業が行われ、人を増やしたことがどうであったのかを含め、どのように評価をされているのか、お伺いをいたします。

また、今回、様々な施策が、先ほど申し上げたように新たに打ち出されていますけれども、今回の変更で最も大切に考えた点、具体的に変えようとしたことは何かについてお伺いをいたします。お願いします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 子どもの命を守るという観点で、平成22年度に発生した重篤な虐待事案を踏まえた対策についての考え方、評価と、今年度発生した死亡事案の検証の明らかになった課題、あるいは、来年度に向けて新たに取り組むことについてお答えをいたします。

平成22年度に鈴鹿で発生しました児童虐待重篤事例検証委員会の報告では、今後に向けての課題として、児童相談所の人員不足、児童虐待対応の研修の充実など、児童相談センターの体制強化や、県と市町との連携が不十分との指摘がなされております。

これを受けまして、平成23年度には児童福祉司など全体で5名、増員をいたしまして、北勢児童相談所に相談課を1課増設するとともに、県の市町支援のあり方について検討を行いました。また、平成24年度においては、一時保護所職員の2名の増員などを行うとともに、県と市町の情報共有や役割分担に関する課題に対応するため、市町との定期協議や児童相談所や市町職員の資質や指導力向上に向けた研修体系を再構築するなど、取組を進めてまいったところです。

これら職員の増員等は必要なものであったと考えておりますし、今後も児童虐待相談件数が増加し、さらなる対応が必要になっているものと考えております。また、市町との協議や職員の資質向上の取組については、平成24年度から具体的に着手したところでございまして、こうした体制強化に向けた取組を進めている中で非常に痛ましい2件の死亡事例が発生をいたしました。

このことについては、これまで9回の検証会議が行われており、現時点で詳細を申し上げることはできませんが、児童相談所の情報収集や危険度判断、乳児の事案についての危機意識、市町や県の母子保健分野などの関係機関との連携など、多くの課題について再発防止に向けた視点で議論をいただいているところです。

県としましては、検証会議での議論を踏まえつつ、再発防止に向けて児童相談所の的確なリスク判断や母子保健分野などの情報共有連携を強化し、さらに市町の一層の体制強化を支援することについて、平成25年度に県全体の児童相談体制の強化に取り組むこととしております。まず、本庁に子ども虐待対策監を新たに設置いたします。平時の発生予防から、リスク発生時の対応を通じた児童虐待対応における危機管理と市町支援に当たる予定をしております。

危機管理対応を実行していくために、法的対応室を設置いたしまして、弁護士、警察職員等を配置した児童相談センターの専門組織として専門的な支援を行います。加えて、虐待通告の受理時における一時保護などの援助方針の判断を的確に行えるよう、危険度の評価を行うアセスメントツール、これ

はシートとか活用マニュアルになってくると思いますけれども、の研究開発に取り組むとともに、本庁子ども虐待対策監と児童相談センター、各児童相談所間でリスク情報の共有化を図る情報システムというものも導入をします。

次に、市町の人材育成などを支援する専門チームとして市町支援プロジェクトチームを新設いたしまして、定期協議を行いながら、アドバイザー派遣、巡回指導等、市町の状況に応じた支援を展開します。

さらに、児童虐待の重篤事案は乳児に多く、母親をはじめとする保護者に対する支援も必要となっております。児童相談所に保健師の増員を行い、その専門性を活用していきたいと思っています。こうした取組を進めるため、警察職員、弁護士、保健師の配置など、兼務などを含め15名の増員を図り、児童虐待防止の体制強化を図って、事前防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） これから聞こうと思っていたことを全てお答えいただいた感じで、全部羅列していただいたなという気がいたします。

前回の検証委員会から変えていただいた結果として、人員不足が言われたので増やしたとか、市町との連携不十分だったとかということがいっぱいあるんですが、私は、これは想像ですけども、今回の場合もやっぱりその辺が不足していたというふうに出てきてしまうのではないかなと危惧をいたします。同じことを繰り返していても、人をずっと増やし続けるわけにはまいりませんので、子ども虐待対策監の新設も、管理したり、市町との支援をアレンジしたりということだと思いますが、私は、そこにどういう方が配置されるかということも非常に大切なポイントだというふうに思います。思いを持って、やっぱりこれはとめたいんだと日ごろから思ってみえる方でなければ、すぐにそこに行ったからといって生きるとは限りません。その辺の人材配置も県の中でお考えをいただきたいと思いますし、それぞれの事業を進めていただきたいと思います。

では、細かくやりたいんですが、時間の関係もありますので、具体的こと

についてお聞きします。

介入型支援という言葉が出て、警察OBの方も入っていますし、今度から法的な対応力を強化するのだということで、弁護士とかも入れていただいているというふうに聞いています。介入というのはどういうことを指すのかということです。子どもにとっては、虐待をする親であっても大切な親ですし、親にとっては、例えば強権的な介入が行われた場合は、介入してくる人というのは憎い敵になるわけですね。その後の親子の家族統合のようなものをどうしていくかというのも非常に大きな課題だと思いますが、その介入とはどういうものを言っているのか。強権的な介入をも含んだものなのかということをお答えいただきたい。

市町支援についてということで、先ほども市町との連携という言葉がたくさん出てきました。病院との連携がどうかということも大切な点だと思います。特に産科においては、病院の先生もいらっしゃるわけですが、助産師さんとか看護師さんは女性です。その方たちの感覚、大丈夫かな、ちょっと支援が要るのかなというあたりというのは大変大切であると思いますが、そのあたりも含んでの病院と例えば児童相談所との連携というのはどうなっているのか、このこともお尋ねをしたいと思います。

それから、市町には、例えば児童虐待防止にかかわるような部署だけではなくて、NPOもあるでしょう。あるいは地域の里親会というようなものを組織していらっしゃる場所もあるかもしれない。放課後児童クラブの指導員もおみえになります。民生委員・児童委員、主任児童委員などもおみえになります。そういう様々な立場の方との連携というのはどう進んでいるか、お答えいただきたいと思います。

それから、最後です。平成25年度予算の中で、市町児童相談体制支援推進事業費というのが上げられています。市町の支援は、要保護児童対策地域協議会に、アドバイザー派遣ですとか、いろんなシステムをつくるんだということが言われています。また、平成24年3月に出されました「三重県全体の児童相談体制の強化に向けて」という冊子の中に、それぞれの役割・課題と

して、市町は、「虐待の発生予防、早期発見に係る取組を強化する」県は、「その市町の取組強化を支援する」と書いてあります。その支援としては一体何をすることが大事になってくると思うんですが、具体的にどんな支援をされるおつもりかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） まず、介入型支援で言う介入とはどのようなものかということと、介入後のフォローや支援はどのようにしていくのか、あるいは、病院との連携、市町との連携、市町支援プロジェクトチームとしてどのような支援をしていくのかという点についてお答えをいたします。

介入型支援につきましては、主たるものとして、安全確保のための一時保護がございます。子どもの安全に関する判断は、児童虐待の相談対応の第一歩であると考えておりまして、単に命の危険にとどまらず、現在の環境に置くことが子どもの福祉にとって明らかに見過ごせないと判断されるときは、まず一時保護を行います。この一時保護の前提としまして、児童相談所が児童虐待の通告を受けた場合、児童などとの面会により、児童の安全を確認する必要があります。この安全確認については、普通は家庭訪問などの任意の方法によって行われますが、そうした任意の方法で確認できない場合の実効性のある手段として、立入調査、保護者に対する出頭要求、裁判官の許可を得た上での臨検、搜索といった措置が児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に定められてございます。こうした介入型支援にかかわる権限を迅速、的確に行行使するため、警察官や弁護士の専門的なノウハウや知見を活用して、児童の安全を確保してまいります。

また、一時保護を行った場合には、子どもの安全を確保した上で保護者に対する指導・助言を行い、親子関係の改善に向けた家族への支援を行います。一時保護後、施設入所や里親等委託が必要となり、親子分離を行った場合には、これはやむなくそういう事態に陥ることもあるわけですが、子どもの生活の安定を確保し、自立に向けた支援を行います。また、

保護者に対しては、指導・助言を継続するとともに、市町や関係機関と連携し、医療・福祉・保健などの必要な支援の提供につなげ、家族の再統合を目指します。

次に、専門的な知識を持つ医療機関、特に小児科医や産婦人科医は、養育支援が必要な家庭の情報提供や見過ごされやすい虐待の兆候の発見、さらには、治療を通じた見守りの支援など、重要な役割を担っていると考えています。

このため、市町の要保護対策地域協議会に地域の医療機関に参加いただくなど、児童相談所や市町との平素からの情報共有や個別ケースの具体的な支援について連携を図っているところです。

また、県の要保護児童対策協議会には、医療機関の代表や市町の代表が参加していただいているほか、県内の小児科医を含む総合病院との間で児童虐待防止基幹病院連絡会議を開催いたしまして、事例研究や児童虐待防止に係る情報共有を行っております。

さらに、歯科の視点から、学校保健分野とも連携をしまして、試行的に小学校の歯科健診時に要保護児童スクリーニング指数、ミース（M I S）といひまして県と大学で考案したものでございますが、そうしたものを活用して児童虐待の早期発見に取り組むこととしております。

市町の児童相談体制につきましては、専任職員の配置が少ないとか、独自で人材育成が困難などの状況があり、児童虐待対応の中核組織である要保護児童対策地域協議会の活動にも地域によって差があるなどの現状があり、地域の状況に応じた体制づくりを支援することが必要でございます。

このため、今年度から児童相談センターにおいて児童相談体制強化確認表というのを使って各市町との定期協議を行い、現状と強み・弱みを把握した上で、市町ごとに取組項目と支援内容を決定し、児童相談所とともに市町の相談体制の強化を進めてきました。

平成25年度におきましては、児童相談センターに市町支援プロジェクトチームを新設し、本庁に置く子ども虐待対策監と連携しながら、こうした取

組を継続するとともに、市町のそれぞれの状況に応じた支援の一層の充実を図ってまいりたいと考えています。

具体的には、市町との定期協議について、今年度の取組の評価を踏まえて、さらなる体制強化・改善の具体化を図っていきます。また、市町職員の研修について、児童福祉司資格取得研修のほか、より市町のニーズを踏まえ、専門的な内容や場所等を工夫して実施をしていきます。さらに、市町におけるケース管理について、アドバイザーとして専門家の派遣や児童相談所職員が関与することで市町の相談対応力の強化を図っていきます。このほか、児童相談所に配置する保健師を中心としまして、母子保健分野や精神保健分野などの関係機関も含めた地域の連携体制の構築にも取り組めます。

こうした市町支援の取組は、検証会議の改善の狙いを市町と一緒にしっかりと共有しながら進めること、これが重要であると考えておりまして、本庁と市町支援プロジェクトチームが一体となって、様々な機会を捉えて働きかけを行いながら、スピード感を持って市町の児童相談体制の強化に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 介入型支援等々についてお答えをいただきました。立入調査、出頭要求等もということだと思います。私は両面の思いがあります。一つは、親の立場で考えたときに、本当に介入をしてこられたとしたら、何かやっぱり後ろめたい思いというのを持ってみえると思いますので、支援をどうしても気持ち的にはシャットアウトしたくなると思います。ですから、そこに至るまでに何ができるかということが本当に問われるというふうに思います。ただもう一方で、介入をすること、一時保護をためらうことは、してはいけないと。そのせめぎ合い判断が大変難しいと思うんですが、専門的な方がいらっしゃるわけですから、その辺の判断をぶれることなくきっちりやっていたきたい。そして、そこに至るまでの支援を、やっぱり市町が一番前線でお子さんや親御さんとかかわるわけですから、やっていたきた

いなというふうに思っています。

病院のことについては、私は、総合病院もそうですが、個人の、特に産婦人科がどうかになって、そこの絡みが要るんじゃないかな、丁寧な聞き取りがあったら、もしかしたらもう少し早くに、ちょっと支援が要るんじゃないかなという方を支援できるのではないかとも思ったところです。母子保健、精神保健との連携も言われていますが、連携をさせるときに、その中心にどなたがいるか、それがやっぱり大切なことになってくると思いますので、人員配置も含めましてお進めいただきたい。

児童相談センターの役割が、今回の変更で私は大変大きくなるというふうに思っています。具体的に専門的な知見を持った組織だと思っていますし、全県的な児童相談体制の調整機能等が発揮できる組織だと思っていますので、期待をしつつ、これからも注目をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをします。三重県の子どもが、もう一人も児童虐待によって命を失うことがないように、全てのかかわる人たちで力を尽くし合いたいということを確認させていただきまして、次の項に移ります。

先ほど一時保護の話が出ましたけれども、知事もおっしゃいました、930件、平成23年度に児童相談所に虐待相談が寄せられたということです。それらの対応については、面接指導が844件、児童福祉施設入所が51件、その他29件、里親委託が6件となっています。

(パネルを示す) ちょっとこれをごらんいただきたいんですけども、全国の児童養護施設入所施設児童等調査というのがありますが、その調査によりますと、児童養護施設に入所している子どものうち半数以上は虐待を受けた経験があると出ています。里親委託をされた子どもたちにおいても、3分の1ほどがその経験があると。特に情緒障害児短期治療施設、今は児童心理療育施設と言っているそうですけれども、そこと児童自立支援施設については、大変高い率で子どもたちが虐待を受けた経験があるということです。

では、里親委託というのもその中にはありましたけれども、里親って一体何でしょうかということ、ここで県民の皆様にもぜひ知っていただきたい

ということで説明をさせていただきたいと思います。

(パネルを示す) 里親というのは、親の病気、死別、その他親に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で暮らすことができない子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、家庭的な雰囲気の中で愛情を持って育てるという制度です。児童福祉法に定められた制度で、四つの種類があります。

養育里親、何らかの事情によって保護者がいない、または保護者に監護させることが不適当な子どもを養育することを希望する里親の制度です。現在、三重県では130世帯が登録されていて、38世帯に44人の児童が委託をされています。二つ目は専門里親、養育里親の中で特に専門的な技能等を必要とする里親です。専門里親研修の課程を修了していることが必要で、現在、14世帯が登録されており、4世帯に6人の児童が委託をされています。三つ目は養子縁組希望里親です。養子縁組によって親となることを希望される方に、養子縁組が成立するまで養育していただく里親さん。27世帯が登録されており、現在、3世帯3人の児童が委託をされています。最後は親族里親です。親が死亡、行方不明等により子どもを養育できなくなったときに、子どもの3親等以内の親族が養育する里親のことです。ですから、これは登録数イコール委託数というようになっていまして、現在、22世帯34人に委託されているということです。

県は、平成25年度の方向として、児童養護施設の小規模ケア化と、この里親委託等の促進を挙げています。国においても、子どもたちの家庭的養護推進を図るために、ファミリーホーム、これは小規模に子どもたちを家庭的養護のような形で養護するというものですが、それを含めた里親等委託率を、平成23年度末の12.0%から平成26年度までの16%に引き上げる目標が出されています。三重県では、23年度末、委託率13.8%となっています。

そこでお聞きいたします。里親制度について、どのように県民に周知し、関心を広げていこうかということも含め、里親委託率を上げるといっても、これは簡単なことではないというふうに思いますので、どのように進めていこうとされているのか、お伺いをいたします。

済みませんが、答弁のスピードを少し上げていただけると、大変ありがたいです。お願いします。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 里親委託率をどのように上げていくのかという御質問でございます。

社会的養護は子どもの最善の利益を図るために行われるものでございまして、個々の児童が抱える問題への対応や家庭の状況、将来の見通しなどを十分に配慮・検討した上で、要保護児童にとって最適となる委託先を決定することが必要です。平成23年7月に厚生労働省から公表された社会的養護の課題と将来像では、原則として里親やファミリーホームへの委託を優先するということが示されました。

里親委託を検討するに当たっては、多くの候補があることが望ましく、里親の登録数をさらに増やす必要がございます。しかしながら、里親といえば、養子縁組を前提としたものという印象が強いとか、里親制度が社会に知られていない、里親委託に対する保護者の同意が得られにくいなどの問題もあります。このため、10月の里親月間に合わせた広報やパンフレットによる周知に加え、今後は、里親制度について地域での理解がより一層広がるよう、学校、自治会などへの働きかけや、里親としての養育経験から得られた喜びや感動など生の声を伝えるなど、周知啓発を工夫、強化することにより、新規里親の開拓を図ってまいります。

また、里親委託率の向上を図るため、平成18年度から、学識経験者、里親、乳児院や児童養護施設職員、地域の児童委員などで構成する里親委託推進委員会を設置しまして、関係者間の課題の共有を行っているところです。平成24年度は3回の委員会を開催し、児童養護施設や乳児院に在籍している児童が、週末や夏休みなどに里親家庭で1日から数日間の単位でホームステイする事業を行っておりまして、この事業のより一層の効果的な活用を通じた里親委託の推進について検討を行って、この事業を活用していきたいと思っております。

そのほか、要保護児童には虐待を受けた経験や心に傷を負った子どもが多

いことから、養育技術や知識の習得など、里親の養育スキルを向上させることも必要だと考えておりました。試し行動や赤ちゃんがえりなど、養育上の留意点についても研修を行っております。登録後には、養育経験豊富な里親の体験談を聞くなどの情報交換の場づくりも行っております。こうしたことにより、国が示す里親等委託率を3割以上に引き上げるという目標を目指して取り組んでまいりたいと思います。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 今、啓発等を進めていくということで、いろんな方に知っていただいて、まず数を増やしていくということが大切だというふうに思います。

ちょっと聞いていただきたいんですけども、全国児童相談所長会で里親委託をされている里親さんに調査をしたことがあって、こんな結果が出ています。どの里親さんが一番困難を抱えているかということですが、実は、低年齢の子たちではなくて、最も困り感が大きいのが13歳から15歳の子どもを預かっている里親さんです。この困り感は年々増えていって、13歳から15歳がピークです。高校生になると、やや困ったなという感じが落ちていくということですが、もう本当に13歳から15歳は、挙げれば切りがないほどに複合的な問題が全部噴出しています。非行系の問題も、この年代で一番多い。

では、その年代のお子さんを預かる里親さんをどうやって支援したらいいのかということです。このアンケート結果からは、児童相談所からは遠く、支援を受ける側としても、その支援に限界を感じる、あるいは、里親の悩みへの対応が不十分である、それから、家庭訪問が不十分である、こんな意見もあります。

そこで、何点か質問をさせていただきたいんですが、どなたが里親であって、どの子が誰に預かってもらっているかというのは、今は児童相談所にしか情報はありません。この情報は、市町の例えば子ども総合相談センターのようなところには行っておりません。子どもたちを一番地域で見ている人たちがこの情報を知らないということは問題であろうというふうに思います。

ですので、この児童相談所が持っている情報を共有すべきである、その仕組みをつくるべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、県の中でのいろんな立場の方がかかわる会の存在はお聞きをいたしました。しかし、市町で、例えばその地域にいらっしゃる里親さん、その地域にある児童養護施設、あるいは、その地域にいる主任児童委員さんとか学校など、一番近い地域でそういう場をつくっていくこと、その仕掛けを県がすることが大変大事だと思いますが、その点についていかがお考えでしょうか。

最後です。三重県社会的養護のあり方検討会が今行われています。今年度は3回行われたと聞いています。県の課題、進むべき方向を明らかにするということでは大変意味のある会だというふうに思いますが、この会について、今後継続をされていくというお考えはあるでしょうか。よろしく願いをいたします。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 里親の支援について、まず、家庭訪問等の支援の方法、それから、里親関係者が集まる場の設定、さらに、社会的養護のあり方検討会の今後についてお答えをいたします。

里親支援につきましては、委託中の里親が養育上の悩みを抱えたまま孤立することを未然に防ぐために、児童相談所をはじめとする専門機関による相談や、里親同士の相互交流による支援が重要だと考えております。このため、児童相談所の職員や児童相談センターに配置している里親委託推進委員が、里親委託後の子どもの状況を把握しながら、個々の里親からの相談対応や、あるいは、委託してから2年以内の里親を中心に里親家庭への訪問相談などを行っております。さらに、児童相談所単位での研修会や交流会など、いわゆる里親サロンを開催することによって、子どもを養育する上での悩みを気軽に話し合える関係づくりも行っております。

また、児童養護施設や乳児院といった施設は、社会的養護における地域支援の拠点としての役割を担うことが求められているところでございまして、

このため、来年度から新たに児童相談所等と連携して、入所児童の里親委託の推進や地域の里親支援を行う里親支援専門相談員の各施設への配置を順次進めていくこととしております。こうしたことによって、地域ごとに児童相談所や市町、里親関係者などが集まって、情報共有などを通じた連携を深め、里親委託の推進や里親支援の体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

次に、社会的養護のあり方検討会につきましては、今年度、取りまとめを行います。社会的養護を充実する上で各施設や施設団体などとの定期的な協議の場が重要であると考えております。また、児童養護施設等においては、小規模化や地域分散化、里親、ファミリーホームへの支援などの具体的な方策を定める家庭的養護推進計画を策定することとなりました。このことから、平成25年度におきましては、社会的養護のあり方検討会の取りまとめを踏まえ、各施設や団体等との意見や情報交換などの場を設定いたしまして、個別具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） ありがとうございます。場の設定もしていただけないと、どんな場になるのかなと御期待申し上げたいと思います。例えば里親サロンに出席するには、今、里親会さんに担っていただいていると思いますから、児童相談所で委託を受けたときに、里親会に入りますというふうにして言わないと里親会に入れないというか、その場面にしかないんですよね。そうすると、そこでかかわらなかった人を一体どうやって相互の交流に引き入れていくか、そんなことも丁寧に考える必要があるんだろうというふうに思います。せっかく子どもを養護しよう、家庭的に養護しようという思いの方が孤立をして苦しんでという状況にならない、このことはぜひお願いをしておきたいと思います。

もっとお話をしたいことがあるんですが、時間がありませんので、次に進みたいと思いますが、子どもは県民の1人でありますので、その子どもの幸福実感ができるようにということを進めていただきたいと思います。この項

を終わります。

三つ目は、教育支援事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

知事は常々、どの家庭に生まれてもとか、どんな経済状況でも、全ての子が頑張れたりやり直しがきいたりということが大事だというふうにおっしゃっています。私も全く同感なんですけど、しかしながら、どの家庭に生まれてもとか、どんな経済状況にあってもというのは現実的には厳しいと言わざるを得ません。

(パネルを示す)ここに全国学力・学習状況調査から出していただきましたデータがあるんですけども、これを見ていただきますと、右の軸が世帯の収入です。そして、縦の軸が問題の正答率なんですけど、本当に世帯の収入と全国学力・学習状況調査の正答率には見事に相関関係、比例関係があるということがわかっていただけだと思います。

家庭の経済状況だけが正答率にかかわるかということ、そうではないと思うんですけど、これも一つの事実でございます。子どもたちは、それぞれの家庭が持つ空気とか文化の中で育っていきます。その中に例えば読書をするという習慣が家庭にあるとかないとかということもかかわってくるんだろうというふうに思います。

平成24年度から、小学校でも新学習指導要領が本格実施になってきました。学ぶ内容が増えたり、あるいは授業時間数が増えたりということで、今後ますますフタコブと言われているような平均値の状況が厳しくなっていくのではないかと、もっと差が広がってくるのではないかとということも懸念されるところであります。

そこでお伺いをいたします。県全体として、まず、学力向上を図るためにどのような手だてが有効であると考えてみえるか、お答えください。お願いいたします。

[真伏秀樹教育長登壇]

○教育長(真伏秀樹) 県全体としての学力の向上の手だてということでございます。

子どもたちの学力の向上を図るためには、全国学力・学習状況調査などから、学力や学習面・生活面の課題を客観的に把握し、教育指導の改善を図ることが重要だと考えております。また、課題の改善に当たりましては、保護者や地域の方々の理解と協力を得て取組を進めることが大切であると思っております。

このため、県教育委員会では、本年度から、学校だけでなく、家庭や地域など様々な主体が当事者意識を持ちつつ、一体となって子どもたちの学力向上に取り組む、みえの学力向上県民運動を実施しているところでございます。その取組の柱は三つでございます。一つは、主体的に学び行動する意欲を育てるといこと、二つ目は、学びと育ちの環境づくりを進めること、三つ目は、読書を通じた学びを進めること、の三つの取組を進めているところでございます。

具体的な運動の中では、学校では、子どもたちの学ぶ喜び、わかる楽しさの実感に向けて、教員の授業力を高め、授業改善を一層充実させる取組や、教職員の資質の向上を目指して研修体系の充実にも努めているところでございます。さらに、学校図書館を活用した授業づくり等の取組を重点的に進めていきたいと思っております。

家庭では、学習習慣や生活習慣の確立とともに、ファミリー読書の取組を働きかけ、読書を通じた家庭での対話を進めていきたいと思っております。

さらに、地域のほうでございますけれども、大学生や教員OBなど、地域住民による子どもの学力向上支援ですとか、コミュニティ・スクール導入による学校支援の取組を進めるとともに、新たにボランティアの方々連携・協力して、子どもたちの学びを支えるみえの学び場づくりについても取組を進めたいと思っております。

子どもたちの学力向上に向けて、もう一つ重要な取組がございます。現在、いじめや体罰の問題が大きく取り上げられていますが、こうした学校現場における課題を解消し、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めることは、学力向上には不可欠と考えております。このため、学びの環境づくり支

援事業では、学校現場でのスクールカウンセラー等の配置によります相談体制の充実、それと、人権教育との連携をさせまして、学びを保障するネットワークづくり事業におけます地域住民や保護者の方々と一体となった形での子ども支援ネットワークづくりも進めているところでございます。

県教育委員会といたしましては、このような取組を今後も積極的に進め、子どもたちの確かな学力を育む中で、主体的に学び、未来を切り開いていく力や、ともに支え合い、新しい社会を創造していく力を育んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 先日の日沖議員の質問にもありましたけれども、学校はたくさんやることがあるなという気はいたします。学校が地域とかいろんな方々と連携をして教育を進めることは大事だと思いますが、それでもやっぱり学校は学校の中ですべきことがある。それはしっかりやっていくことが第一義的に必要だと私は思います。

（パネルを示す）ここに一つの数字があります。三重県の高校の進学率ですが、見ていただきたいと思います。一般世帯、生活保護世帯と分けて出ささせていただきました。平成22年、この差が14.5ポイントあります。平成23年については8.8ポイント、平成24年については、その差9ポイントであります。単純に進学率を比べただけでも、かなり差があるなというのは見ていただけると思うんですが、もう一つ、見ていただきたいと思います。

（パネルを示す）それぞれの一般家庭、被保護家庭の全日制への進学率、それから、定時制、通信制への進学率です。これを見てもらうと、先ほどの単なる進学率よりも、もっと大きな差があるということが実感いただけるのではないのでしょうか。それぞれの年において20ポイント以上の差が、特に全日制高校への進学率において見られます。また、生活保護世帯のうちで、実に71.4%がひとり親世帯に占められています。ひとり親世帯、特に母子世帯が厳しいというお声をよく聞きますけれども、経済状況が厳しいこと、子ど

もたちへの教育支援が必要なことというのはこの結果からも明らかです。

先ほど見ていただきましたが、これだけの進学率の差が一般家庭と生活保護家庭にある。今、国の調査等では、実に25%の子どもたちが、また将来生活保護を受ける立場になると言われています。これをとめるためには、やっぱりこの全日制高校への進学率を上げることが急務である、それをしなければいけないというふうに考えます。

そこで、来年度、25年度ですが、生活保護世帯の子どもを対象にした学習支援が提起されています。必要なことだと思いますし、御期待もするところなんです。この事業の健康福祉部が考えてみえる本当の目的、あるいは、この事業の制度設計をどうされようと考えているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 生活保護学習支援事業の目的と制度設計についてというお尋ねでございますが、生活保護世帯の子どもは、御紹介いただきましたように、高校進学率が低いことから、子どもの将来の自立を促進し、親から子への貧困の連鎖を解消するためには、学習支援の取組により、高校進学を支援することが重要であると考えているところでございます。

平成25年度から新たに実施いたします生活保護学習支援事業は、こうした生活保護世帯の子どもたちに対し学習支援を行おうとするものでございます。具体的には、元教員等の学習支援推進員を配置いたしまして、大学生等のボランティアの協力も得ながら、高校進学を控えた中学生を対象として週2回程度の学習教室を開催し、少人数で生徒それぞれに合わせた個別的な学習指導を行っていくことを考えております。また、あわせて、生活保護世帯の親子に対して、高校へ進学することによって、子どもの将来の可能性が大きく広がることを丁寧に説明し、学習教室への参加を呼びかけることとしております。

なお、平成25年度は2カ所程度での実施を考えているところでございます。以上でございます。

〔4番 小島智子議員登壇〕

○4番（小島智子） 来年度については2カ所程度で進めていただくということです。個別指導が必要であるということもそのとおりだと思います。この家庭訪問を一体どなたがされるのでしょうか。生活保護世帯のいろいろな支援については、ケースワーカーがみえますけれども、1人当たりの持っている数が多いことが今大変問題なので、国としてもケースワーカーの数を増やそうというようなことも出されています。地方交付税でどばっと来るので、それが実際にケースワーカーを増やすということにつながるかどうかは別問題としても、そんな方向性が出されていますが、学習の意味をきちっとわかっていただくということと、子どもたち自身が本当に学ぼうという気持ちになることが、この支援事業が成功するかどうかの鍵だというふうに私は思いますので、できたらというか、御提案申し上げたいのは、先ほど教員OBとおっしゃいましたが、その方たちが、例えば何ケースかを担当して、家庭訪問に本当に丁寧に入るような仕組みが私は必要だと思いますので、考えていただければありがたいなというふうに思います。

あと何点かですが、場所をどこにするのか、単に地域にある公民館でいいのかということです。この学習に私自身は地域性は必要はないというふうに思っています。同じ学校に通う子どもたちが同じところで学習する必要は、この生活保護世帯の子どもの支援については私は必要ではないと思いますので、例えば、サポーターいっちゅうさんがやってみえるようなナイトスクールとは趣旨が異なることを明確にお考えいただきたいと思います。お示しをした生活保護世帯の子どもたちの全日制高校への進学率がきちっと目に見える形で上がっていくことが私はこの事業の目的だと思っていますので、明確にお考えをいただきたいと思います。

それから、誰が教えるか。先ほど大学生というふうにおっしゃっていただきました。教員OBもかかわります。では、一般の方がここに入ってくることをどう考えるかという整理も必要だと思います。先進地埼玉では、一般の方は受け入れていらっしません。それはなぜかという、どの家庭の子

どもが生活保護を受けているのかというデリケートな問題がありますし、その辺、ちゃんと考えないと、問題が起きてからでは遅いと思います。

そして、教える側の、例えば大学生を使うとしたら、育成をどう図るかです。これは研修が必要だと思いますし、実際に見に行ってきましたけれども、埼玉のケースですと、1教室終わるごとに20分間のやりとりがされていました。

最後です。来年度、幾つかの教育支援事業が挙げられていますが、みんなが教員OBと学生を取り合いしたら、どの事業もきちっと成り立ちません。それぞれの部署でしっかりと制度設計をし、目的を明確にして進めていただきますように心から御期待を申し上げ、お願いをしまして、終結とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。32番 服部富男議員。

〔32番 服部富男議員登壇・拍手〕

○32番（服部富男） 自民みらい会派、三重郡選出の服部富男でございます。午後一番の、そしてまた、今日最後の質問者として質問をさせていただきますと思います。

午前中の質問の中で、岩田議員、そして小島議員のほうからもいろいろとお話もいただいたことでございます。今日は3月11日、2年前の今日、東日本大震災が起り、死者1万5880名、行方不明2694名、負傷者が6135名、合計2万4709名の方が亡くなられたり、負傷されたりしております。そして、多くの方々が家を流されて、住む場所もなく、避難所生活を強いられておりますし、また、福島県の皆さんにおかれましても、福島原発事故により、もちろん強制的なこともあるのかわかりませんが、多くの方々が避難をされておられます。そして、避難所生活の中で、昨年の9月の集計でございますが、2303名の方が避難所で亡くなられております。多くの方が高齢者の方だというふうに聞いておるわけでございますが、実際にその中でも77名の方が自らの命を絶たれた、自殺をされておられるということでございます。高齢者の方にとりましても、これは大変なことなんだと痛切に思うところでございます。亡くなられた方々に対しましても心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方々並びに今もなお仮設住宅等で強制的避難生活をされておられる方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

三重県におきましても、私たちも当然参加をさせていただくんですが、私の質問が終了した後に、2年前の3月11日午後2時46分18秒に合わせて、東日本大震災2周年追悼式典を国での式典に合わせて行う予定でございますし、私の持ち時間、午後2時まででございます。しっかりと質問させていただきたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきまして、通告書に従って質問に入らせていただきたいと思います。

第1番目の項目でございますが、動物愛護命を守るとはでございます。

この動物愛護につきましては、同僚議員の鈴鹿市選出の小林正人議員も、平成24年6月会議において、動物愛護、命の重さについて一般質問をされております。同じ内容になると思いますが、また、違った角度からの質問にしていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、動物愛護センター設置について質問をいたします。

平成23年第3回定例会において、動物愛護センター設置に向けての請願が獣医師会の三野營治郎会長より議会に提出をされ、県議会全会一致をもってこの請願を受理いたしました。そして、平成23年12月22日、三重県小動物施設管理公社の運営状況について、津市にある管理公社へ議員33名ほどが視察をし、管理公社の職員より説明を受けたところでございます。

公社は、昭和51年に三重県の100%出資で設立をされた公益法人でありまして、主に野犬の捕獲、犬猫の引き取り回収、殺処分業務を三重県から受託しています。公社は、設立当時、犬猫の処分を主な業務としていたことから、それを前提とした施設であり、講習会など県民への啓発を行うための研修室や譲渡対象動物を長期間管理できるような設備、診察設備等が不足しているのが現状であります。

三重県の管理公社の施設を調査させていただいた12月の時点よりも3カ月前に、平成23年9月9日でございますが、熊本市動物愛護センターへ、私も、自民みらい会派と公明党会派の中川康洋議員も参加をいただいて、愛護センターの視察調査を行いました。犬猫殺処分ゼロを目指す熊本市動物愛護センターの取組と運営につきましては、後の質問項目にも説明をさせていただきますが、殺処分ゼロを目指す熊本市動物愛護センターと三重県小動物施設管理公社の現状を比較するのは、管理公社の職員の皆さんには本当に失礼な言い方になりますけれども、余りにも運営方針や運営状況に違いがあるように思われます。

動物愛護センター設置だけでは動物愛護の問題は解決できないのは理解しております。熊本市動物愛護センターの歩みにつきましても、最初、昭和45年に畜犬管理所として始まり、施設、建物にしても、昭和61年に、今から27年ほど前でございますけれども、現在の施設をその当時約2億円をかけて改築し、平成14年、今から10年前、獣医師会協力のもと、熊本市動物愛護推進協議会をつくり、殺処分ゼロに向けて運営方針の転換を進めてきて今日があるのであります。熊本市愛護センターの所長さんの言葉で、殺処分ゼロは多

くの方からの応援をいただいて初めて可能になりますと、センターに最初から設置してある大型の殺処分機を全く使わなくなったことを本当に喜んでおられたことが非常に印象的でした。

先月2月19日に、動物愛護センター設置を望む会の方々が1万4000名に及ぶ署名を知事に提出されました。今日、傍聴席におられる方々も設立を望む会に協力された皆さんなんですが、そこでお伺いをいたします。

平成23年11月22日、三重県獣医師会より提出された動物愛護管理センター設置の請願並びに先月2月19日に愛護センター設立を望む1万4000名の署名を受けて、今後、動物愛護センター設置をどのように考えておられるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 動物愛護管理センターの設置に向けた今後の取組につきまして答弁させていただきます。

本県では、人と動物とが安全・快適に共生できる社会の実現を目指し、動物とのふれあいや動物を愛する心の啓発、家庭動物を適正に飼うための意識の醸成、犬や猫の譲渡事業など、動物愛護管理の取組を進めております。

三重県動物愛護管理センターは、こうした取組を推進する中核施設の役割を果たすことが期待されていますが、昭和51年に整備された施設で老朽化が進んでいることや、施設自体が狭いということがあり、動物とのふれあいの大切さを学ぶ機能や譲渡前に動物を一定期間飼育しておく機能が十分とは言えないのが現状です。また、災害時に被災した動物の保護や負傷動物の治療といった新たなニーズにも応えられない状況にあります。こうしたことから、県では、みえ県民力ビジョン・行動計画の施策において、三重県動物愛護管理センターの機能の充実等に取り組むこととしているところです。

平成24年9月の動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正を受け、環境省においては、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本方針を改定中ではありますが、様々な御意見などもあり、少し検討状況が遅れていると聞いております。本県においても、現在、平成20年に策定しま

した三重県動物愛護管理推進計画の改定作業を行っていたところですが、改めて国の動向を注視しながら検討を行ってまいります。三重県動物愛護管理センターの機能につきましても、この計画の改定に合わせ、具体的に検討していきたいと考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございます。

なかなか前向きな御答弁をいただけなかった状況もあります。やはり動物にももちろん命の尊さ、実際に小さな動物にしても、もちろん人とは違うといえども、今こうして東日本大震災の中でも、私たちが福島県で避難をされた御家庭の中で、ただ残されたワンちゃんや猫ちゃん、そしてまた、家畜の牛なども、実際にその場で福島原発から家族が離れていった中で一生懸命生活をして、死んだ動物もいるでしょう。やはり私たちがそういったテレビを見ながらも、現地では私は遭遇できなかつたんですが、これからしっかりとこの設置に向けて、知事の意欲的な気持ちも含めて、知事ももちろん、命の尊さもよく重々御理解をいただいている方と思っておりますし、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次の成犬譲渡判定基準についての質問に入らせていただきます。

ちょっとここでパネルで紹介をさせていただきます。（パネルを示す）これは、犬を飼っている皆さんへとか、犬を飼っている皆さんの中で、三重県が「いつも、いっしょ。だから、一生。」というふうなパンフレットをつくった3枚を一緒にコピーしたものであります。啓発に一生懸命に努力していただいているのはよくわかります。

そして、2枚目なんですけど、（パネルを示す）これは4歳の坊やが猫を抱いている写真なんです。これは私の猫と、全部私なんですけど、昭和28年に私の姉が初めて、小動物、猫も抱けなかつた、本当に優しい怖がりだった子が初めて猫を抱いた。この猫を抱くことによって、私のところの家族の一員にこの猫はなれたんです。ちょっと紹介させていただきました。

（パネルを示す）これは、私たちが熊本市動物愛護センターに行かせてい

ただいた資料の表紙でございます。

ちょっと早く行かせていただきたいと思います。今日もまたパネルが多い服部でございますので、申しわけございません。

(パネルを示す) 次は、ちょっと見にくいですが、これは熊本市の動物愛護センターの動物愛護管理法業務の推移ということで、平成5年から平成22年までの集計でございます。この熊本市の動物愛護センターができたのが平成16年でございます、このところから、どんどんと殺処分数が減ってきてまして、今は非常にいい状況で、ゼロに近いところまで伸びておるのが現状だということで、ちょっと紹介させていただきました。

(パネルを示す) これが成犬譲渡判定基準でございます。これが第1次判定票ということで、この第1次と、次の第2次の判定票によって、この犬は実際に里親に行けるのか、そしてまた、殺処分に回るのかといった判定票でございます。ここにありますのは、年齢が7歳以上は不適というふうに書いてございます。多分、私もこの不適に入るのではないかなというふうに思います。1次審査が全部適合であれば、次は2次審査の表をちょっとお願いいたします。

(パネルを示す) この2次判定票でございますけれども、これは、1次審査をパスしたワンちゃんが第2次選定にかけられます。第2次選定というのは、獣医さんお一人と、そして職員の方が立ち会って選定をするわけです。もちろん、この2次選定の判定基準というのは、社交性だとか支配性、興奮性、食べ物への反応、動物等への反応というのでございますけれども、実際にその項目の中、今ちょうどお手元に配付させていただいておるコピーがあると思いますが、社交性につきまして、1人がリードを持ち立っている。知らない人が近づき、犬の近くに座る。そこで尻尾を振って友好的なのは5点、動かず様子をうかがうのが2点、怖がる、うなるというのは零点なんです。実際に全然知らない方が隣に座られて、怖がらないワンちゃんはいません。このときにもうゼロをつけられると、もうすぐこれからの殺処分に向かっていくというような、これはちょっと言い過ぎかも知れませんが、譲渡対象

犬からは外されていくということなんです。

例えば支配性、前足を持って立たせる。楽にできる、5点、だんだん嫌がる、2点、逃げようとする、うなる、かむ、零点。誰だって、知らない人に手足を持たれると、当然、怖がり、逃げようとするじゃないですか。それが動物の本性なんです。ワンちゃんなんかも当然そうなんです。知らない人にはそうなるべきところなんです。

そういったところを、今ちょっとパネルで紹介することができなかったのが残念ですけれども、今テレビを見ておられる方にはちょっと説明不足で申しわけございません。そういった動物の本心となる、そういったものも含めて、今回のこの第1次、第2次判定については、実際に見直すべきところが来ているんじゃないかな、このように思っておるところでございまして、実際に犬、猫の処分についても、処分数も10年間でかなり減少していると思いますが、猫が今もなお約3000匹が処分されています。

平成24年8月28日、国会での衆参委員会において、動物愛護及び管理の推進に関する件（案）について附帯決議がなされました。その8項目目でございますけれども、「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。」とされております。この附帯決議をどう受けとめておられるのか。附帯決議をしっかりと受けとめていただいて、猫の譲渡先についても努力していただきたいな、このように思うところでございます。

成犬譲渡判定により、里親にめぐり会えるのか、死を迎えるのか、その犬にとって運命の分かれ目であります。判定に立ち会う獣医師の先生や職員の皆さんも、その判定に、時には心痛めることも数多く経験されているのでは

ないでしょうか。もちろん、犬や猫を捨てる人たちには、どのような事情があるにせよ、責任は重大であります。管理公社へたくさん犬や猫が持ち込まれており、その数の多さに対応が困難となって、結局は殺処分せざるを得なくなっているのが現状ではないのでしょうか。成犬譲渡判定基準、第1次判定並びに2次判定基準、犬そのものが持っている本能的な要素をしっかりと受けとめていただいて、判定項目の見直しも含め、検討していただけるのかどうか、お尋ねをします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 現在の成犬譲渡の判定基準が厳し過ぎるのではないかということでございますが、犬や猫の譲渡事業につきましては、保健所に収容した犬や猫に生存の機会を与えることにより、動物の愛護及び生命尊重の意識の醸成を図ることを目的として行っているものでございます。

犬の譲渡に当たりましては、健康、警戒心、凶暴性などのチェックに加えて、興奮性、食物や人への反応などについての判定基準に基づいて、御紹介いただきましたように、獣医師などが適正にチェックを行っているところでございます。譲渡を希望される方の中には初めて犬を飼う方も含まれており、飼い主などをかんだりほえることによるトラブルにならないように、誰にとっても安全で飼いやすい犬を選ぶことが重要だと考えております。現在の判定基準、新たな飼い主のもとでも威嚇する、かむなどの危険な行動があらわれることがないかを確認するための基準でありまして、必要なものであると考えているところでございます。

なお、昨年、平成24年9月の動物愛護及び管理に関する法律の一部改正で、引き取りを行った犬や猫の殺処分がなくなることを目指して、その飼育を希望する方に譲り渡すよう努めることが条文に明文化されました。このことから、判定基準のあり方も含めまして、譲渡制度の運用については今後の検討課題としていきたいと考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 御答弁をいただきましたが、なかなかいい御答弁をいた

だけでなく残念です。判定基準につきましても、やはりもう一度考えを改めていただいて、国のいろんな基準もあろうと思いますし、国の基準もあわせて三重県として検討していただきたいなど、このように思っております。

ちょっと時間がないので、先に進ませていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、犬、猫の命を守る取組についてであります。

日本では、現在、およそ1800万頭のペットが飼われており、毎年70万頭近くのペットが捨てられているとも言われています。捨てられた猫たちの繁殖を抑えるために、また、飼い主のある犬猫の繁殖により、面倒が見切れなくなっている犬猫を捨てるのを防ぐために、犬猫の去勢手術に対し補助金を出す制度があると理解しております。市町によっていろいろと補助金は違うんだらうというふうにも思いますが、去勢手術に対して補助金は、雌が2000円から4000円、雄が1500円から2000円ということだそうです。補助金はその程度でありまして、現実には1万円とか1万5000円の手術代がかかるというふう聞いております。

それでは、飼い猫だとか飼い犬についての去勢手術の補助金なんですけど、飼い主のいない犬猫はどうなっているのかと、面倒を見切れずに捨てられている犬猫の繁殖を抑えるにはどうすればよいのかということでありまして、殺処分に向かうのはやはり、動物愛護保護制度からして、犬猫の去勢手術かないということでもあります。三重県でも、NPO団体や個人的な有志グループ等で犬猫の里親探しや犬の引き取り、地域猫活動が大きな輪になっておりますし、私の友人も、自宅で行き場のなくなった多くの犬たちを引き取りお世話をしておられる方がみえます。犬や猫、あらゆる動物に命のある限り救ってあげたいと願う気持ちで皆さん活動しておられるんだというふうにも思いますし、私も頭が下がる思いでございます。

ここで伺いをいたしますが、犬猫の去勢手術に対して、実際にこのNPO団体や個人での取組に対して、協力をしておられる各団体のグループにも去勢手術補助金が少しでもいただけるような制度にならないものかどうか、お尋ね

をいたしたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 犬猫の去勢手術に関してでございますが、法律の規定によりまして、「犬猫の所有者は、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない」とされているところでございます。

各都道府県においては、犬及び猫の不妊、去勢手術への助成は行われていない状況であり、県としましては、犬及び猫の不妊手術は飼い主の責任で実施されるものと考えているところです。こうした飼い主の責任について、動物愛護に関する講習会の機会を活用したり、また、ホームページ等により引き続き県民の皆さんに啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、所有者のいない犬猫に対する去勢手術についての補助はどうかというところでございますが、県としましては、まずは所有者のいない犬や猫を減らすことが第一だと考えておりまして、動物愛護管理の取組については様々な課題があると認識しておりますけれども、現時点では、不妊、去勢手術に関する補助制度については考えていないところでございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 御答弁ありがとうございます。

なかなか厳しい御答弁をいただいたんですが、私も、時間の都合上、いろいろとはしよった説明になっておりましたので、なかなか部長にも御理解いただけなかったのかなというふうに思って残念でございますが、今後、また検討をしていただきますようよろしくお願い申し上げて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次の質問に入ります。続きまして、いじめ問題に関する児童生徒へのアンケート調査についてであります。

今回の文部科学省からの指示により、県下公立校での生徒に対する体罰やいじめに関するアンケートでは、現場の子どもたちの生の声がしっかりと表現されていることと思います。普通に考えれば、子どもたちの声を現場で確

認できる効果がありますし、学校現場に問題があれば、改良のためにすぐに対応が可能です。しかしながら、私が調べたところによりますと、学校でのアンケートの取りまとめは、当事者の学校で問題になることを伏せながら報告しようとする動きもあるように伺っています。これまで問題視をされて指導を何度も繰り返して受けた教員が、また同じような行動で生徒への体罰、嫌がらせをしていたり、校長自身が体罰ととられるような行動をして、教育委員会には報告が上がっていなかったり、非常に深刻な情報に接しています。

ここで、私の知り合いの中学生の御父兄からファクスをいただきました。これはアンケート調査のファクスをいただいたんですが、学校に提出する前に私のほうに同じように提出をいただきました。時間の都合上、ちょうど10枚あるんですが、8名の方が書いてきていただいています。

ある中学校の1年生の男の子なんですが、「僕は校長先生に蹴られました。足を組んでいたからだと思います。それぐらいで蹴らないでいいと思います。」「何々先生に服と一緒に腕の身をちぎられました。とても痛かった。これは遊びのつもりで先生はやったのかわかりませんが、非常に残念なことだと思います。」「何々君が紙を折っただけで、何々先生に胸ぐらをつかまれて椅子と一緒に倒されました。」こういった事例があります。

時間の都合上、ほかの手紙は読みませんが、このような現場の声というのは、いろんな状況の中で、その場その場で生徒と対応する、そんなタイミングというものがあるのでしょうし、学校の先生も、生徒にも、実際に今まで問題行動があったかなかったかということも当然調査をしなきゃいけないことだとも思います。非常に体罰で逆に守られる生徒のことも考えないといけませんし、実際に体罰をしてはいけないということで、先生方が、私は体罰を肯定するわけでも何でもありませんが、実際に生徒も、こんなことをしたって怒られないだろう、いいだろうというような甘い考えで、こういった体罰の問題についてアンケート調査の中で表現してはいけないなど。だから、むやみやたらに私たちもこれを、もちろん真摯に受けとめることはありますけれども、実際に現場の調査というものをしっかりと行っていただ

きたいと、このように思っております。

このような事態を県教育委員会はどのように対応を今後されるのか、子どもたちの命が危ないと心配される保護者にはどのように説明をし、今後の教育につなげていくのか、御説明を願いたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） いじめと、それと体罰もあわせてかと思えますけれども、児童生徒へのアンケート等も踏まえて、今後どういうふうに生かしていくのかという部分、父兄へどういう形でその状況を伝えていくかという部分かなと思っております。

まず、いじめの関係につきましては、昨年9月に県内全ての学校で実施をいたしましたいじめの研究調査でございますけれども、認知件数が平成23年度と比べまして約5倍に増加をしたというところでございまして、その大半については、悪口ですとか、からかいというものが多かったんですけれども、子どもたちがしっかり声に応じていただく形でアンケートが実施できたのかなと思っております。

ただ、この調査については9月時点での調査で、当然、いろんな状況についてしっかり声を聞いていかなきゃいけないなというふうに思っておりますので、その子どもたちの声をしっかり捉えるために、アンケート調査についても定期的に実施をしていきたいなというふうに思っています。今までは大体1年1回というのが原則だったんですけれども、これからは学期に1回以上のアンケート調査をすとか、そういう形でしっかり取組をしていきたいなと思っておりますし、出てまいりました実態の把握については、それに一つひとつしっかりその要因も分析をしながら解消に取り組んでいきたいと思っております。

それともう一つ、体罰については、この1月までに発生したものについては、2月28日までに一度報告はさせていただいたところでございます。さらにまた、今も調査を続けておまして、平成24年度中のものについては4月30日を締め切りとしておりますので、また改めて御報告もさせていただき

いと思っております。

子ども、体罰等の関係で教育委員会の中で検討チームをつくってきたわけなんですけれども、そのときもまず一番に未然防止等のために必要な対策は何かという部分を考えてんですけれども、それは一つは、子どもたちからしっかり内容を上げられるシステムといいますか、情報ルートをしっかり確立するという部分、それと、上がってきた情報を、学校ですとか、それから教育委員会の中でしっかり情報共有をしていただいて、先ほどおっしゃった、いかげんな扱いをする、場合によっては隠してしまうというような、そんなことはもうあってはならない話ですので、そういうことに対してしっかり取り組んでいただくというのをまず第一に挙げております。そうした中で、子どもたちが発するサインを見逃すことなく、しっかり先生方も対応していただきたいと思っておりますし、必要に応じて父兄の方にも情報提供させていただきながら学校全体でそういう取組にしていければと思っております。

以上でございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 御答弁ありがとうございます。

学校現場というのは非常に難しい問題がたくさん蓄積しております。実際に子どもたちを教育するのは本当に難しい問題だと思いますが、やっぱり学校の先生、そしてまた保護者の皆さん、そして教育委員会ももちろん含めまして、しっかりと子どもたちを守っていただくような教育に変えていただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

時間の都合上、もうすぐに走らせていただきます。

3項目め、防災幹線道路整備についてでございます。

これは、県道143号桑名川越線整備計画でございます。初めに、これは朝日町の都市計画プランから説明をさせていただきなさいけないんですが、（パネルを示す）これが朝日町の都市計画プランの中の土地利用構想図でございます。今日私がお話をさせていただくのは、この道路でありまして、こ

れが県道143号線、ここが川越、そしてまた朝日町、そして、桑名に抜ける道でございます。これが国道1号、そして、これが湾岸線ということで高速道路でありまして、これが北勢バイパスにつながる道路でございます。実際にここには今、白梅の丘、そしてまた、向陽台といった住宅街がございます、以前からの住宅が密集されておるのはこのあたりでございます。ここが東芝の工場であります。ここが日立金属の工場があるところでございます、実際にこの今の員弁川、町屋川と言われるこの川が、もちろん万が一の南海トラフの地震があったときには、ここから津波が遡上するであろうというふうにも思われますし、この地域に関しましては、実際にこの河床と当新田、そしてまた、朝日町の縄生地区のGL、グランドラインがやはり河床と同じぐらいのところ立地しているというのでございます。

ちょっと時間がございませんので、パネルで紹介をさせていただきたいと思えます。

(パネルを示す) 今、このラインが国道1号なんです。このラインが、今お話しさせていただいたように員弁川、ここに堤防道路がございます。そして、ここへこうした形でつなげた形の整備をしてほしいというような計画が朝日町の正副議長からも6年前から上がっておりまして、これがこのラインからこちらにつながるラインでありまして、これは川越町の当新田からずーっと上がってきた県道143号線、そして、ここで堤防道路に交わります。そして、こういうふうな形になるということで、今現在はここは整備していただいておりますけれども、これからこの区間を整備してほしいというような要望が出ていることを説明させていただきたいと思えます。

実際に東日本の大震災を受けまして、この地域の防災が本当に緊急の課題とされておりますし、大型幹線道路は整備はされているものの、やはり町道や県道の安全対策、避難道路の整備等が遅れているのが心配をされているところでございます。

(パネルを示す) 写真がございますので。この写真は、今、県道143号線、

当新田から朝日町の縄生の地区のところまでは2車線でいっております。

(パネルを示す) 2車線から、このラインから入ってきて、この堤防道路が今1車線になっておりまして、ここは大型のトラックもバスも大型車は通行はできません。こちらが員弁川、この川を越えた向こうが桑名市でございます。

(パネルを示す) そして、今こういうふうな計画を要望しておりますが、これがちょうど県道143号線なんですね。ここからこの国道1号の橋までの間、2車線で結んでいただきたいと、このような要望でございます。

余りパネルを実写しておりますと、どんどんと時間がなくなりますので、この県道143号線は、員弁川、町屋川の河川に沿った重要な道路であります。国道1号へのアクセスが重要なポイントになっておるわけございまして、万が一にも3連動の地震が発生をすれば、海岸に近い川越町から避難してこられる道路が本当に必要になってくるわけございまして、朝日町縄生地区の住民の皆さんの防災道路としての県道整備が急務になっておるわけでございます。

県道143号線道路整備の要望は、平成7年当時より県への要望として提出をされているようでありますし、三重郡正副議長会におきましても、6年前にも飯田議長から直接県へ文書要望が手渡されております。今後、県道143号線道路整備をどのようにお考えいただくのか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長(土井英尚)** 桑名川越線の整備状況と今後の見込みということで御答弁させていただきます。

桑名川越線は、桑名市大字桑部の県道桑名大安線を起点とし、朝日町内の国道1号を經由し、川越町大字当新田の国道23号を終点とする延長4キロの道路でございます。

この道路と国道1号が交差する町屋橋南詰交差点においては、国道1号の交通量が多い上に、県道桑名川越線の幅員が狭く、食い違いで交差している

ため、特に朝夕の通勤時間帯には交通渋滞が発生しているという状況でございます。

このため、平成18年度から同交差点を挟む約900メートルの区間の事業に着手しております。まず、桑名市側の約100メートル区間について工事を進めているところです。現在、右折レーン及び歩道を設置するための盛土工事を完了させ、供用に向け舗装工事の準備を行っているところでございます。

続く御要望の川越町側の約800メートル区間につきましては、員弁川の河川堤防の兼用道路であることや人家と近接していることなどから、様々な調整・協議を今後行った上で、詳細な設計を行い、事業の推進に努めてまいり所存でございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 御答弁ありがとうございます。

今も、この国道1号から西のほうですか、桑名寄りのほうは整備をいただいておりますし、続きまして、この川越町に向け、縄生地区、そしてまた、当新田の皆さんが安心して避難もできるような、しっかりとした道路にしていただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、時間もございません。もう次の質問に入らせていただきます。

4番目、北勢地域産業をどのように守るのかでございます。

北勢地域の企業の振興に関することをお聞きしたいと思うんですが、私は所管する雇用経済常任委員会の委員長であるために、違う観点から御質問をさせていただきたいと思っております。

製造業の復活が叫ばれている中、産業振興における様々な支援が必要とされています。産業振興の柱の一つに積極的な企業誘致があります。三重県においても、先日、企業投資促進制度の創設を発表されたところでございます。県内企業の成長や高付加価値化に向けて、これまでは対象にならなかった小規模の投資を積み上げ補助の対象とみなすというマイレージ制度の創設など、県内企業の再投資や県内外からの新たな投資を呼び込み、県内産業の発展に

つなげようという仕掛けに取り組もうとされています。

このような積極的な取組は大いに進めていただきたいと思うところですが、その一方で、企業の進出や再投資のブレーキになっているのではないかと懸念することがあります。それは、工場の立地に係る手続の中に過剰な規制がないであろうかということでございます。工場立地に係る関係法令の手続としては、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、高圧ガス保安法、消防法など、様々な規制があります。県民の皆さんが安全に、かつ安心して暮らせる環境をつくり維持するために環境規制は不可欠でございます。ただ、時代が変わり、技術革新が進んだ中で、三重県の、特に北勢地域の環境基準は他県と比べても厳しいのではないのでしょうか。法律により国が定める基準と照らし合わせ、再度調整する必要はないのでしょうか。

というのも、企業は設備投資に多額のコストを必要とします。例えば、環境や保安面における規制に対応するため、整備等のコストは莫大なものがあります。過剰な規制は、その負担をさらに大きくするため、企業活動を妨げる場合もあると聞きます。

大気や水の基準を下げようとしているわけではありません。ただ、過剰な規制が過大な設備投資につながっている部分もあるために、改めて国の基準よりさらに厳しい基準を設定するかどうか、検討することも必要だと思います。そして、この検討に当たっては、県や市とともに企業も一緒に話し合える場があってもいいのではないかと思うわけでございます。

そこで、お尋ねをいたします。三重県、特に北勢地域における県の環境規制は、他県と比べて厳し過ぎるということはないのでしょうか。また、環境規制の緩和について、立地企業の意見を聞く場所を設けてはいかがでしょうか。以上、部長に御答弁をお願いいたします。

〔竹内 望環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内 望） 県の環境規制についての御質問をいただきました。

大気汚染防止法や水質汚濁防止法等におきまして、一定の要件を満たします工場・事業場につきまして、排出基準が設けられております。また、県条例によりまして上乗せ基準等を定めることができるというふうになっております。このため、例えばですが、大気環境に関しまして、窒素酸化物の排出量に独自の上乗せ規制を設けまして、四日市地域に立地する一定規模以上の工場・事業場を対象に総量規制を実施しているところでございます。また、水質汚濁に関しまして、国の基準より厳しい排水規制を実施しているところでございます。

この結果、北勢地域の工場・事業場からの大気汚染物質や水質汚濁物質の排出量につきましては、施設改善、あるいは企業の皆様の技術開発の御努力等によりまして相当程度削減をされてきておりまして、近年は、海域を除きまして環境基準をおおむね達成してきていると、こういう状況でございます。

国の基準に上乗せをいたしました県独自の規制等につきましては、地域における環境基準の達成状況、あるいは技術開発等の状況を踏まえまして、その合理性、あるいは妥当性、また、その具体的手法につきまして、引き続き検証していく必要があるというふうに考えております。

なお、四日市地域では、主なコンビナート企業によりまして四日市地域環境対策協議会というものが組織をされております。これまで県では、この協議会からいろんな御意見をいただきながら環境対策の取組を進めてきたところですが、引き続き意見交換等を行いまして、規制に当たっての合理的な手法等について検討をしていきたいというふうに考えております。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） 御答弁いただきました。環境規制については、他県よりも厳しい基準を設けるに至った経緯と現状を伺いました。先ほども申し上げましたが、環境規制の必要性については私も同じ認識です。一方で、企業の皆さんとの意見交換、現場の声を常に把握することも行政にとっては大切なことでもありますし、さらに、県内でも協議の場がつけられているということでもございましたけれども、今後、常にアンテナを高くしていただいて、産業

界の現状や規制のあり方も含め、活発な意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問でございます。今回の質問は総合評価方式についてでございますが、施工体制確認型総合評価方式の導入において、技術提案審査方法についての質問をさせていただきたいと思います。

パネルを見てください。映写をお願いいたします。

(パネルを示す) これは総合評価方式の審査集計表でございます。私が今質問をしようとしているのは、この技術力要件の部分でございます。ちょっと見にくいんですが、この入札は、これが予定価格1億7000万円何がし、そして、ここの10社ほどの方が企業名でございます。そして、1位の入札は1億5084万円ということで、この業者です。そして、今回落札をされたのは、ずーっと上へ上がっていただいて、8位、1億5090万円、約6万円の違いで8位になっておるわけなんですけど、実際にこの評価ポイントで地域要件、企業要件などを満たされて、ここで1位になっています。そして、これをずーっと下がってきますと、ここの技術力要件安全対策や技術力要件の品質管理、そして、技術力要件のヒアリングといったところを受けて、このポイントが1位であります。そして、この評価値ということで計算をしまして、順位1位で落札を決定しております。

今、私がお話をさせていただきたいのは、実際に技術力要件のところでは5項目ある状況の中で、もうパネルは見せませんけれども、技術力要件の採点方法で5項目を施工管理として提案項目、1から5まであります。採用結果というポイントは、以前は、施行計画において留意すべき課題として、全項目を合わせて評価基準を零点から60点で採点をされました。そしてまた、今回、平成23年より、提案項目ごとの評価に変更がされております。今回は各項目の五つに分けた項目、零点から12点、そして、五つありますので、その60点が評価の対象になるんですが、この評価を審査される問題であります。

この5名の審査員の方が持ち点が60点ということで評価をされるわけでございます。実際に総合点だけが業者に連絡が行き、そして、あとの詳しい項

目については教えてもらえないのが現状なんです。技術力要件によって落札結果が非常に左右するというのでありまして、その評価値というものが、入札価格分の標準点プラス加算点ということで、その加算点の評価が非常にこの入札にとっては重要なポイントになってきます。

今は前もって設計予算も公表をしておりますので、大体が応札の金額は85%、86%できておりますし、実際に4万円、5万円、10万円の違いで横並びの状況にきています。そんな中で5名の審査員がどのような点数評価をされているのかがわからないまま、また、次の工事の入札参加をするときに、業者は、この要件に対して提案項目をしっかりと施工管理をもとに頑張っつつくっていく。その管理状況を一生懸命やられるのにもかかわらず、なかなかわかってこない部分があります。この技術力要件採用結果、施工管理提案項目を実際に業者にお知らせする、その当事者の業者だけが、例えば、私のところの提案項目を教えてくださいといったときに、隠さずにそれを公表できるかどうか、お尋ねさせていただきたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 総合評価方式の技術提案の審査、評価の方法について御答弁させていただきます。

少し長くなりますが、総合評価方式の審査・評価につきましては、総合評価の事務を専門に所管する入札管理課の職員及び本庁の事業担当課の職員等を中心に、事務所については1名程度なんです、合計5名程度の委員で構成される技術審査会で行っているところです。

技術審査会においては、発注しようとする工事の内容に沿った評価項目、評価基準及び求める技術提案のテーマを設定しております。このうちテーマにつきましては、工事の特性に基づいて発注者が重要と考える工事執行上の観点を具体的に示すことにより、入札参加者に求める提案の範囲を具体的にお示しすることにより、入札参加者が提案の範囲、これが具体的にできるのかなというのでやっております。そして、その際に、審査、評価におけるポイントを明確にして判断基準も設定し、的確な審査ができるように配慮し

ているところでございます。そしてまた、評価項目、評価基準及び設定するテーマ等は、工事ごとに学識経験者の意見聴取を行い、確認を得ているところでございます。実際に入札参加者が提出されました技術提案に対しては、技術審査会において課題把握的的確性と対策の有効性などの観点から評価を行っております。このように、工事の特性や判断基準などを共有することで、評価の統一性、客観性を担保させていただいているところでございます。

御質問の評価結果の情報提供につきましては、透明性の確保を図るために、まず平成22年度から、議員ご提示いただきました評価結果表ということで、これらを入札参加者の評価項目ごとの加算点を、公表させていただいており、また、23年度からは、求める技術提案について、1テーマに最大5項目ということで、加算対象にするかしないかとか、否採用という結果について提示させていただいております。

入札参加者に技術提案の5項目の評価について、さらなる情報提供をすべきということで御要望はありますが、技術提案が固定化されるなどの懸念もあり、ほとんどの県において実施されていない状況の中で、今のところ、考えておりません。

ただ、総合評価方式につきましては、これまで試行に取り組んできた中で、事務手続に係る受発注者双方の負担が増加しているほか、評価項目、評価基準の改善、技術提案及びヒアリングの審査、評価の公平・透明性の向上についての課題があると認識しております。こうしたことから、国土交通省や他県の取組状況を踏まえるとともに、受注者・発注者の意見や学識経験者の意見を十分に聞いて、総合評価制度の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔32番 服部富男議員登壇〕

○32番（服部富男） どうもありがとうございました。時間がございませんので、またこれから部長、ひとついろいろと改善をしていただいて、御努力をいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

6項目め、最後でございますが、公務員退職管理の適正についてでございます。社会福祉法人の監査についてでございますが、今回の質問は、松阪市にあります社会福祉法人太陽の里が平成24年4月27日付で三重県より行政処分を受けた問題について質問をいたします。

昨年、三重県議会でも中西議員が質問をされておりますが、この社会福祉法人太陽の里には、前理事長の関連する民間会社へ6億4000万円にも上る資金流用があったということで、実際に今新しい理事長のもとで施設は開業しておられるようでございます。

とりもなおさず、元理事長は、やはりこの6億4000万円の流用というのは刑法253条に該当する業務上横領罪に問われるのではないかと疑われておりますが、行政は、このことについては、告発やしかるべき筋への通告も行っていないのが現状であります。これだけ報道されている件についての動きがないのもおかしいことであります。

そして、この民間会社に、社会福祉法人は14カ所の大きな特養の経営をしておられまして、1年に1カ所ずつ、どんどん開設をし、14施設がございます。そんな大きな社会福祉法人太陽の里、を取り巻く元理事長の経営する民間会社に6億4000万円、これは本当に正しいことなのか、いいことなのか、本当に悪いことではないかなというふうに思います。

今現状、お金を返せば問題は起きないなというようなことだけは私は避けたいなというふうにも思います。今、御答弁はなしに、要望だけさせていただきたいと思っておりますけれども、実際に、この社会福祉法人には三重県の職員の方も職員としておられます。そして、その民間会社には県警のOBの方もお二人就職をされておまして、平成24年の12月で退職をされたようでございますが、やはりそういった職員の皆さんが再就職に対しても、実際に非常に、60歳の定年を迎えて、65歳までの年金の間、やはり再就職というのは大きな希望でもあろうかと思いますが、県のほうでも後の2年間、しっかりとどのように就職をされておられるのか、やはり調査をしなきゃいけない。そしてまた、しっかりと見ていかなきゃいけない。三重県の職員にはそれだけの。

○副議長（舟橋裕幸） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに
終結願います。

○32番（服部富男） 時間がございませんが、どうかその辺の公務員の退職管
理の適正についてはしっかりとさせていただきますことをお願い申し上げまし
て、私の質問を終結させていただきます。どうもありがとうございました。
（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。
岩田隆義議員及び服部富男議員の質問に対する関連質問の通告があります
ので、これを許します。50番 西場信行議員。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 議長のほうからお許しをいただきましたので、関連質問
をさせていただきます。

岩田議員、服部議員の動物愛護とT P Pにつきまして、関連をさせていた
だきたいと思います。

まず、動物愛護ですが、先ほど服部富男議員のほうから動物の愛護に対す
る思いあふれる質問がありました。私もその思いを酌んで、少し重複もいた
しますが、関連をさせていただきます。

平成18年に動物愛護の法律の改正がありました。各県は様々な取組をした
ということを知っております。三重県として、それを受けて、何をどのよう
に対応してきたのかというところがもう一つ十分理解がしにくいな、こんな
思いでございます。動物愛護管理センターとも呼んでおりますが、管理公
社が現在あるわけでございまして、議員の多くの皆さん方と一緒に現状も視
察させていただきました。そして、先ほどもお話がありましたように、動物愛
護管理センター設置に係る請願書を全会一致で採択したところであります。
全会一致でありますから、議会としての最大の、最善の意思を求めたわけ
であります。それについて、先ほど知事のほうは、機能の充実等取り組んで
いくという一定の前向きのお話もいただいたところでありますが、とりわけ
建設に向けての内容が十分でなかったというようなことから、再度その点に

ついて確認とお願いをさせてもらいたいと思います。お答えをよろしく願います。

○知事（鈴木英敬） まず、平成18年の法改正以後、どういう対応をしてきたのかということにつきましては、先ほども答弁の中でも申し上げました、平成20年の法6条に基づく三重県動物愛護管理推進計画を策定しまして、その後、犬猫の譲渡事業の充実、子犬だけだったものを成犬、あるいは子猫に拡充していったり、三重県動物愛護管理推進協議会という関係者の協議会を平成20年12月に設立したり、三重県動物愛護管理推進員の委嘱を21年度からスタートするなど、様々な法の趣旨にのっとった取組をやってまいりました。

あわせまして、平成23年の請願につきましては3点あったかと思えます。動物愛護管理センターの新規設計、大災害時にペットの保護拠点として必要な機具器材の備え、仮設住宅のペット同伴可能なものをつくってほしいというようなことであったと思いますが、1点目の新規設計の部分については、現時点において様々な財政状況を考えると、新規設計となれば、今日、明日やってくれと言われても、それはできません。しかしながら、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、災害の発生、あるいは負傷したペットをどう保護するのかという機能の充実を図っていくための一定の施設整備面、あるいは組織体制面の機能の充実を図っていきたいと思いますので、その中身については、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、国の指針が出て、計画の改定をする、それに合わせて中身を検討していきたいと思えます。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 一定の前向きな気持ちのあらわれることは再度確認しましたが、今、他県のいろいろ状況を見ると、先ほど来からもお話があるように、例えば熊本、例えば和歌山、近隣も含めて、相当このことに対して取組は進んでおるわけであります。これを国の方針を待ってという消極的なものではなく、しかも、県民の代表機関が全会一致でこれを求めている以上、さらに一層このことに取り組むべきであろうと。様々な機能を充実していくために、今のスペースではとてもハード面が対応できないというのは、もう誰が

見てもそれは明白なところでございまして、建築、設計、施工、これに向けてぜひとも県として、国の方針を待たずして、その準備としての検討のための組織、あるいは会議等を立ち上げていただくことを強く要望させていただいて、この項目を終わりたいと思います。

次に、T P Pの参加問題について、先ほど岩田議員のほうからも質問がありました。知事もお答えになったところでございます。

大変気になるのは、平成23年、多くの県民の支持を得て知事が就任された年であります。一定の期間を経て、11月会議に、このT P Pについて知事がその意思を述べておられます。そのときにこう言っておられる。地方の意見をしっかりと聞いて、国民的な議論を進め、その上でT P Pの参加について慎重に判断していただくことを強く望むと。私は、いろいろな意見がある中で、よく言っていただいた、頑張ってくれておると、こういう評価をしております。もうかる農業も含めて、大変農業、農村関係のほうからも強い期待が出ておるわけであります。

ところが、今回のこの提案説明の中でどのように言われたかといいますと、交渉参加の判断に当たっては、政府がですよ、国益が守られることを前提とするとともに、しっかりと国民への説明責任を果たしていただきたいと考えます。県としては、政府の動向を注視していきます。これは、相当言葉の使い方が変わってきておる。知事が参加に前向きだというような誤解を生むところがあると思います。改めて知事のこのT P Pに対する姿勢の確認をさせてもらいたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 平成23年11月に地方の意見をよく聞けということと国民的議論を行ってくれということをお願いしたその気持ちには変わりありません。一方で、日米首脳会談などを経て、聖域なき関税撤廃が前提でないということが確認されました。そういう状況の変化を踏まえて、もう少し今まで言っていたことをブレークダウンするとどうということなのか。それは国益を守れということ。その国益を守れということは、知事提案説明には今申し上げたことしか書いてありませんが、今日の答弁で私、申し上げたと思います。

例外品目を何にするのか、あるいは、農村、農業をしっかりと守らなければならないぞというようなことを申し上げた、そういうところも配慮していかなければならないぞというふうに申し上げたと思います。それから、国民に対して説明責任をしっかりと果たしてくれというふうに申し上げたと思っておりますので、特段変化ないと思います。

〔50番 西場信行議員登壇〕

○50番（西場信行） 変化がないということを確認しましたので、その点については心を落ちつけたいと思いますが、しかし、知事、今の御答弁は、いつかまた将来、知事が国会を目指すときにそういう表現があってもしかるべきだろうと。しかし、今は県知事としての立場ですよ。三重県としてどう考えるか。今日の答弁にもありましたように、米が96%外米に置きかわる。小麦43%、牛乳、乳製品69%、こういうものも含めて、もちろん非関税品目も含めて、三重県、地方に及ぼす影響がどうあるのかということをやまず原点にして知事は行動し発言するべきだと。国益より、むしろ地方がどういう影響があるのか、地方にどんな損失がこうむるのか、こういう立場から、地方の声を国に伝える。

国は、それは国益というものをベースにして考えるのは、これは国の立場としてやむを得ないでしょう。そして、国際的、そして中央のその思いと、そして地方から上がってくるその地方の声を最終的にぶつかり合わせて、勘案して、日本の国というものが動いていくようにしなくちゃならない。そのためには、三重県の地方の声をよく聞いて、そこから上がってくる声を知事は国へ伝えることをやまず専念していただきたいと思っております、TPP参加慎重に当たっては、あの有名な三谷議長のもとに全会一致で我々は参加慎重を決議して国へ上げておるんですから、どうか三重県議会がそのことであることも踏まえて、しっかりとこれから国に対して物を言っていたきたい。よろしいですか。しっかりと国を突き上げて、自公政権も突き上げて、最終的には持ち上げて、頑張ってください。よろしく。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明12日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時12分散会